

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 12 月 10 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告
日程第 4 議員派遣の件
日程第 5 一般質問
日程第 6 議案第 52 号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 7 議案第 53 号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 54 号 東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 55 号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 10 議案第 56 号 令和 3 年度東白川村一般会計補正予算 (第 6 号)
日程第 11 議案第 57 号 令和 3 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 12 議案第 58 号 令和 3 年度東白川村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 13 議案第 59 号 令和 3 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 14 議案第 60 号 令和 3 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 15 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員 (7 名)

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	今 井 明 徳
村 民 課 長	安 江 修 治	産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人
地 域 振 興 課 長	村 雲 修	建 設 環 境 課 長	安 江 透 雄
教 育 課 長	有 田 尚 樹	保 健 福 祉 課 長 兼 診 療 所 事 務 局 長	河 田 孝
診 療 所 事 務 長	安 江 輝 彦	会 計 管 理 者	今 井 英 樹

監 査 委 員 安 江 弘 企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 居 石 浩 之

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和3年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの5日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和3年12月10日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。

例月出納検査結果報告。

令和3年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和3年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和3年9月24日、10月29日及び11月26日。

3. 検査の結果 令和3年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定期監査結果報告をさせていただきます。別冊に上げておりますので、朗読をさせていただきます。

定期監査結果報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年10月21日、22日及び同月27日の3日間実施した定期監査結果は次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

令和3年12月10日、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。東白川村長 今井俊郎様。
東白川村議会議長 樋口春市様。

監査の主眼。

1. 予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
2. 前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
3. 契約事務が公正適切に行われているかの確認。
4. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
5. 最少の経費で最大の効果を上げているのかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

1. 令和3年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 令和3年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。

3. 令和2年度末の村税等の滞納分が令和3年度に調定され収入督促がされているのかの監査。

4. 村が発注する契約事務が適切に行われているかの監査。

5. 補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているのかの監査。

6. 現金取扱事務が適正に行われているかの監査。

7. その他関係する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

1. 指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況。

2. 令和3年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

令和3年度9月末現在の一般会計と特別会計を合わせた予算規模は39億6,834万7,000円で、予算執行状況は、収入済額23億3,590万8,698円、支出済額16億6,534万5,371円、歳計外現金会計の差引

き残高を合わせた残高は6億8,280万4,365円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金6億8,021万3,261円、当座預金2万7,584円であります。歳出予算執行率42.0%で、前年度同期と比較すると1.6ポイント上回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると1,236万5,931円増の12億591万9,793円です。その内容は、定期預金22口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、東白川村商工会貸付金300万円返却により減額となりましたが、新たにみのりの郷東白川村(株)に4,000万円の出資を行い、有限会社新世紀工房及びびふるさと企画(株)に1,570万円貸付けを行ったことにより、前年同期と比較して5,270万円増の1億8,586万円となっています。その内容は、出資証券11団体、証書53枚1,299万8,500円、株券9団体、52枚1億5,716万1,500円、債権2団体、1,570万円であります。

予算の執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、適正であり正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

令和2年度末の村税等の滞納繰越額は1,212万7,493円あり、それが令和3年度に適正に調定され歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、滞納額が令和3年度に計上され適正に処理されておりました。納入の督促をされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分100万335円が納付されていました。

なお、村税等主な9月末の滞納額は次のとおりです。表に上げておりますけれども、3年度9月末の数字のみ読み上げをさせていただきます。

村税626万4,407円、国民健康保険税390万5,529円、介護保険料7万4,500円、CATV使用料190万2,780円、簡易水道使用料16万2,820円、後期高齢者医療保険料ゼロ円、国保診療所診療費等17万4,392円、合計が1,248万4,428円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較すると235万7,882円減少していますが、滞納額は3年度当初と比較すると35万6,935円増えています。徴収に努力され一定の成果が上がっていることは評価しますが、まだ多額の滞納がありますので、負担の公平性の観点からも引き続き滞納整理の推進と収納率向上に一層の努力をお願いします。

3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

村が契約する工事及び委託契約等19事業について調査を行いました。

契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行はおおむね適切に処理されていましたが、競争入札に必要があると思われる事案で当該契約事業者以外に適当な入札参加資格者がいないということで随意契約となっているが、契約金額等適正であるのかを精査されたい。

4. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

村が交付している補助金について10事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

5. 現金取扱事務が適正に行われているかの確認。

今回の定期監査では、現金支払調書の提出をいただき、各課の現金の取扱い状況について担当課長等から聴取し、事務の確認を行いました。その結果、領収書等の発行、現金の保管状況及び金額等の複数での確認等、適正に処理されていることを確認しました。

次に、現地調査で気がついたことを申し上げます。

指定管理施設等の管理状況は適正に管理され、周辺の環境整備もできていたと思います。

結び。

令和3年度の定期監査は、書類審査、現地監査に分けて3日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折、懇切丁寧に説明をしていただき、多くの資料を提出していただきありがとうございました。

東白川村においては、第5次総合計画後期計画等に基づき村の活性化に向けて事業推進が行われていると思いますが、過去に整理した簡易水道、老朽建物など修繕、更新が必要な施設が多くあると思います。現在の村債借入残高は、一般会計、特別会計合わせて42億809万3,000円あります。

既に令和4年度の予算編成も始まっていると思いますが、第6次総合計画の作成にも着手されており、今後計画される事業に多額の借入れはやむを得ないと思いますが、事務事業の執行については、常にコストを意識して最少の経費で最大の効果を上げるにはどうすればよいかを意識し、その有効性、必要性を考慮し、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し意見とします。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で説明します。

令和4年東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する。はなのき会館、令和4年1月9日、今井美和、今井美道。

中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する。東白川中学校、令和4年2月1日、今井美和。

既に議長決裁によって議員を派遣したものにつきましては、お手元の資料に記しておきましたので各々確認のほうをお願いしたいと思います。以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

順番に質問を許可します。

5番 今井美道君。

〔5番 今井美道君 一般質問〕

○5番（今井美道君）

通告に従いまして、来年度の体制と予算編成についてを一問一答方式で質問させていただきます。

今井村長が2期目4年間の村民の負託を得られ、村政に邁進された任期も残り少なくなってまいりました。来年度がスタートいたしますと村長の改選の選挙が行われるわけですが、9月定例会において次期改選期にも出馬し、村政運営を続ける意思表明を行われました。

今、まさに職員の方々が通常の業務に併せ来年度に向けての予算編成作業が行われていることと

思います。今後4年間を見据え、より一層の責任感を持った来年度予算編成の指示を出されていることでしょう。

この4年間を振り返ってみますと、私自身も村民の声をもっと村政に届けたい、強い思いを持って議員にさせていただき、真剣に取り組んでまいりました。意見の食い違いがあるのは当然ですが、真摯にお答えをいただき事業にも取り入れていただきました。農業、林業、建設、建築、商工業者などの東白川村を支える産業への取組、子育て支援施策、高齢者の方、障害のある方への福祉事業、消防団備品整備、防災備蓄品整備などの防災関連事業、御提案させていただいたAEDの外部設置などの命をつなぐ事業と、多くの施策、事業を精力的に行っていただきました。

ちょうど4年前にも12月定例会において同じ質問をさせていただきました。答弁の中で7つの重点項目を中心の予算編成をお答えいただきました。診療所建設、CATVの光ファイバー化、みのりの郷株式会社の運営促進などの農業施策、村内製品の販売拡大、官民協働の美しい村づくり、子育て支援の充実、交流サロンについては今年度、越原地区でも完了の見込みと多くの成果を上げていただいたと感じております。

その上、昨年度、今年度の世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス対応においても政府による様々な施策や補助の活用いち早く取り組まれ、感染拡大の防止に努めていただいたことは、村民の方々からも好意的な御意見を多数伺いました。

今後は、コロナ禍ではありますが、ワクチン接種が進み、経口薬などの期待もありますが、コロナと共生の生活を築いていかななくてはなりません。村民の方の生活様式もですが、自治会、各種団体、村主催の行事やイベントなどの今後を見据えた来年度以降の施策が望まれます。この4年間の総括も含めて、来年度の体制、予算編成に対するお考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の質問にお答えをします。

この4年間の総括を含めてとの御質問ですので、まずは私なりの反省からお答えをしてみたいかなというふうに思います。

前半2年間は、最初の任期に計画してまいりました診療所と老健施設の新築移転、そして運営開始、光ファイバー化の整備、はなのき会館の全面改装事業の完結、これらの事業が皆様の御理解と御協力により実現ができました。ソフト面では、令和元年度に立村130年記念事業を郷土歌舞伎公演や記念式典等で実施でき、村の歴史の1ページを刻むことができたと思っております。

また、みのりの郷東白川（株）を平成28年に設立し、新世紀工房から農業サポート部門へ引き継ぎ、この事業を軌道に乗せる4年間でもありました。

新世紀工房は、この農業サポート部門から撤退したことにより売上げが減少となり、思い切った改革が必要となってきております。工房部門の改革などに着手したことも、現在はその改革を推進中ではありますが、一応の道筋は立てられたかなというふうに思っております。

そして、今御質問の中でありました御指摘の後半の2年間、ここはコロナ対策に明け暮れ、影響の大きかったふるさと企画の改革、前に今述べました新世紀工場の改革などまだまだ道半ばという思いはございますが、現在も精力的に取り組んでいるところでございます。

こうした産業振興分野だけでなく、教育、医療・福祉の充実、災害対応では県事業を活用して曲坂と中之谷の砂防事業に着手できたこと、県道恵那蛭川東白川線の畑薙橋、これが間もなく完成することができる、こういったこと、また県営の中山間事業で大明神の山元橋の完成を見ることができた、こういったふうに考えております。

さて、次に、令和4年度の予算編成に対する考え方についてのお尋ねがありました。

次期村長選挙に出馬の意向を表明はしておりますが、村民の皆様方の審判を仰がなくてはならない、そういう身であることは重々承知の上で、村政の切れ目のない継続という意味で令和4年度予算、そして第6次総合計画の計画策定に着手をいたしております。

そこで、御質問の令和4年度予算編成方針の骨子についてお答えをしてみたいと思います。

令和4年度の予算編成方針では、16項目の多くの項目を指示いたしました。順番に御説明をしてみたいと思います。

まず第1は、第6次総合計画を策定するというところでございます。これは、アンケート調査の結果や村長と語る会、先般8回の会を重ねてまいりました。そして、そういった御意見を取り入れながら人口減少時代に合った、視野に入れた計画としてまいりたいと考えております。

2番目は、財政規律の維持を上げております。徹底した事業の見直しを行い、国・県の求める各財政指数を維持すること、また財政調整基金の繰入れは最小限にとどめること、4年度は目標を1億円以内として指示を出しております。

この1番目と2番目のことは予算編成に係る基本的事項としているところでございます。

3番目は、何といたってもコロナウイルス感染症防止対策の徹底的な実施とコロナとともに共生する社会活動、経済活動の実現でございます。いまだ終息が見通せない状況であり、村民の皆様を感染から守り、社会生活、経済生活をコロナウイルスと共存する新しい生活様式の定着を目指して、国・県の指示や交付金などを活用して切れ目のない支援をしてみたいと考えております。

4番目は、働き方改革の推進として定年制延長を視野に入れた職制、再任用制度、会計年度任用職員制度、この改善の研究と、職員の特にメンタル面での健康増進を図る必要性を思っております。

5番目は、システム等の事業費の第三者チェックを行うよう体制の整備を指示しております。これは、DX（デジタルトランスフォーメーション）事業、国が強力で推し進めようとしている事業、これを村の中でもこれから実現していかなければならないわけですが、この庁内ネットワーク管理、あるいは水道の機器管理、CATVの機器管理等において設計者が入札等に参加する場合、利害関係のない第三者に設備の必要性和規模の妥当性について判断して経費の削減を目指していきたいというふうに考えております。

6番目は、消防団員の待遇改善と適正装備計画の策定を指示しております。これは、身の丈に合った、この身の丈に合ったとこの意味合いは人口規模に合ったという意味でございしますが、適正な

装備計画を策定するとともに、国・県の指導もあり、時代の要請に即した消防団員の待遇改善を行うように指示をしております。

7番目は、集落支援制度を活用した自治会活動と営農活動の支援でございます。国の制度事業も活用して全体計画の作成と、令和5年度を事業開始としてモデル地区、ここでの実証実験に挑戦をしてみたいというふうに考えております。

8番目は、移住・定住促進事業の促進、NPOの活動促進です。人口減少と空き家の活用は本村にとって重要な課題と考えており、常に制度を見直し改良と工夫を行い、移住・定住者の促進を目指すこと、併せて空き家解消に努めてみたいと考えております。

9番目は、テレワーク事業の事業化であります。前の移住政策にも関連し、村内での働き方改革、DX時代にも遅れない取組が必要と考えております。

10番目は、こもればの里再開発事業の支援であります。事業自体は誘致企業の民間活力で推進をしていますが、こもればの里区域の開発事業、これを軌道に乗せるべく協調して事業を進め、併せて村内雇用の増進や新たな事業機会の創出を村内業者と協調して進めるよう支援をしてみたいと指示をしておるところでございます。

11番目は、自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）体制の整備を上げております。行政サービスのデジタル化については先ほども少し述べましたが、本村の人口規模に合うサービスの検討とデジタル人材の活用を努める、これが必要というふうに考えております。

12番目は、茶産地構造改革事業の推進であります。第1段階で工場一本化は実現ができましたが、これからは第2段階の茶産地の構造計画を確実に実施し、持続性のある産業としてまいることが重要と考えております。

13番目は、第三セクターの経営支援。第三セクターが4社ございますが、これらの会社の健全経営、これを実現すること、また経営改善計画のある会社、具体的に言いますとふるさと企画と新世紀工房でございますが、ここはその改善計画を達成して負債の額の減少を図ることを重要な計画としております。

14番目でございます。社会福祉協議会の改革、これは福祉の充実を損なうことなく、ただし多額の財政支援が必要となっております社会福祉協議会の運営をしっかりと立て直していきたいと考えております。

15番目は、保育園、小学校、中学校の連携強化、将来計画の検討です。これは令和3年度、今年度も重点項目に上げて継続して検討をしてみたい、しっかりと第6次総合計画に明確に位置づける、このように指示をしております。特に、小学校、中学校、この生徒数・児童数の減少に対しての義務教育学校等を含めた基本的な教育環境を検討することを指示しております。

16番目は、子育て支援の改革であります。真に村民の皆様が求める子育て、持続性のある子育て、こういった支援策の確立と保育士の育成に努めたいと考えております。

ただいま16項目という多くの項目を順番に説明しましたが、これは重要度をこの順番で決めておるわけではなく、どれも同じ並列だと考えております。どれも欠かせない重要事項としております。

令和4年度の予算編成に当たっては、第5次総合計画最後の年度であり、計画に合った全部の事業を実施したいところではありますが、どうしても財源との兼ね合いがございます。財源不足ということがございます。各課で十分検討とヒアリングを行い、絞り込んで予算総額をまとめております。

今説明した事業のほかにも、今後、予算案成立までには必要になってくる事業もあるかと考えております。1月の予算案作成までこの方針で予算計画を立てていきたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

来年度の予算編成方針の重要事項ということで、多くの本当に私たちも感じている重要な事項について指示を出されているかなというふうに感じました。いろいろ配慮した上でということでしょうし、予算説明のときに、また細部については伺っていききたいかなと思います。

幾つか予算関係ということで、ちょっと気になる部分だけお尋ねをしたいと思います。コロナ禍ということで私も先ほど申しましたし、村長のほうからも答弁ありましたが、各種行事、イベント開催、こういったものについては予算のほうでどういった指示を出されているのか。例年どおりの金額を見てみえるのか、また、あるいはできるだけ開催する方向であるということであれば、コロナ関係の対策であるとか、そういったものの予算も見込んでいくお考えがあるのかを伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

コロナに関連して、イベント関係、これは2年間休んだ形で3回目も休むとなると、なかなか村内の中でのそういった意識というか意欲も失われてくるおそれがあるということで、もう既に今年度の対応の中で令和4年度の、例えば一番最初に来るつちのこフェスタ、これについては、今議員御指摘のとおりコロナ禍であっても開催できる、この対応について準備を進めております。

予算額についてはこれから見積りを上げますので、まだお答えはできませんが、全部の事業について継続という指示を出しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

ぜひそのような形で、やはり村民の交流ということは本当に必要だと思いますので、イベントだけに限らず、いろいろな各種の集会であるとか総会関係、こういったものが顔を突き合わせてやれるような環境を、できるだけ担当者の方も骨を折っていただきたいかなと思います。

昨年度は新型コロナウイルス感染対応の地方創生臨時交付金財源ということで、昨年度いち早く1人5枚の村長のマスクというのから始まって、感染予防や産業の停滞に対応すべく各種の補助事業ということで、約1億7,000万の事業をやっていただきました。本当にこれは素早かったなというふうに思っておりますけれども、これからもコロナと共生しつつも村内の経済活動が滞ることないように、また活気あふれる産業、経済活動で村内の皆さんが希望を持って生活できるといいかなというふうに思っております。

来年度こういった大きな財源が約束されているわけではないと思いますけれども、特別なこういった財源を期待せずともコロナの共生社会に打ち勝つため、続けていっていただくといいかなと思っている施策があればお伺いしたいかなと思っておりますけれども、財源のことですのでコロナ対策で来年確実に来るとか分からないかとは思いますが、昨年、今年、今年度とやっていただいた中で、例えばですけれども、自主的な隔離措置応援事業、これは本当にいいことかなと思っておりますし、お弁当券事業、白川茶の新茶販売促進事業、ふるさと便事業など、この辺は本当に好評やったかなと思います。こうしたものを特別な予算がなくてもコロナと共生していくという意味で、村独自でもほかの対応する事業費が見込まれなくてもやっていただけたらいいかなということを考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この今まで取ってきましたいろんな事業について、やはり財源がどうしても関係してまいります。現在のところ令和3年度の国の補正予算もまだお示しがされておられませんので、少しお答えができないところがあります。令和4年度の当初予算においては、残念ながらそういった事業を組み立てて入れていくことはできないということで、あくまでも国・県のそういった地域を大事にする事業が予算がついてきたときにやりたいというふうに思っております。

切れ目のない支援というふうにならうと思っておりますので、やりたいのは私もやまやまでございますけど、なかなかそれに全部を割いていくということはなかなか難しい。ただ、令和3年度、今年度もまだまだ継続中で事業実施をしておりますので、この効果を見極めながらも国・県に強く要望して、そういった財源を確保して、今お示しをいただいたような事業が継続できると私もやれるといいなというふうな思いで、ただ当初予算にそれを上げるということはしてございませんのでお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

十分承知もしておりますが、職員の方々が何かしら対応できる事業が、このコロナの関してでなくとも出てくれば、お知恵を絞っていただいて、何かしらこういった事業を続けていっていただけるといいかなということをつけ加えさせていただいて、財政調整基金の件について、先ほど村長のほうからありましたのでちょっと伺います。

災害や不測の事態に使われる基金ということですが、平成29年度、30年度末では約9億3,000万ほど、31年度、令和2年度末で約8億8,000万ほどの基金が決算時にはあったわけです。予算の段階では計上されていまして、職員の方の知恵と努力で基金をほぼ取り崩すことのないような財政運営をやっていただいて、全くありがたかったかなというふうに思っております。過去では2億円を切った時代も昔ありましたけれども、現在は8億以上と、当村の規模にふさわしいであろう積立てがあります。

来年度の予算の予算計上では1億円を見込んで、できることなら使わないほうがいいということですが、今年度たしか1億2,000万の財源経常であったと思いますが、今年度の繰入れの見込みというのはいかがなっていますでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

財調の繰入れの見込みですが、どうしても新型コロナの交付金がありましたので、何とか繰入れなしでいけんかなと思っておりますけど、まだちょっと今後の支出がありますのではっきり申し上げられませんが、できれば繰入れなしで乗り越えたいというふうなつもりで今おります。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

それでは、予算方針の重要事項を伺いましたので、2番目の質問のほうに移りたいと思いますが、今後大きな施設建設などはお考えにあるか分かりませんが、道路や水道などのインフラを含めた公共施設の老朽化に係る費用など、多くの重要な支出が見込まれております。東白川村は岐阜県内で財政力指数が低いこと、自主財源比率が低いこと、交付税の減額が見込まれていることなどの財源の問題に加えて、実質公債費比率については上昇が見込まれています。

先般、全員協議会での私の質問へのお答えで、住民サービスを十分行った結果だからあまり気にされないというお答えに、少し違和感を感じました。今後の予算全体を来年度以降、どのように考えてみえるのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

まず実質公債費比率が上昇することについてでございますが、財政力が低い自治体向けに財政を支援する仕組みが国において幾つも用意をされております。中でも当村にとって大きな恩恵のある制度が過疎対策債でございます。過疎対策債という借入れをしますと、返済のときに70%を国が補填してくれるという制度でございます。毎年3億円程度の過疎債を利用しております。地方自治体の予算に占める公債費の割合を示す公債費比率が上昇したことは、村民生活の現状維持によって上昇したのではなく、診療所を建設したり、インターネットの環境を整備して便利になったこと、生活の質の向上という投資的事業の結果の上昇であると考えております。

したがって、この実質公債費比率の上昇を課題と捉えるのではなく、村民生活が充実した結果というふうに分けられるべきと考えております。想定をしながらも、しかし、国や県の示す基準を超えない、こういう財政運営を考えております。

今後はハード型の投資が一段落しておりますので、より豊かな生活を送っていただくためのソフト型の事業を積み上げていきたいというふうに思っております。

現在、大きな課題としては、生活に必要な交通手段の確保や農地の保全や新しい活用手段など、住民の皆さんの声を聞き政策を検討していきたいというふうに思っております。

予算編成の上で基本的に守るべきとしたところは、今御指摘があった村債については、その年度の返済以上に借らないということを原則としております。また、財政調整基金は予算編成の段階では予算の弾力性を保つために、どうしても令和4年度も1億円という繰入れを計画しておるわけですが、前々年度は2億円の当初予算、これを5,000万円だけ使うという決算になりました。昨年度はこれが繰入れなしで決算をすることができております。そして今年度、令和3年度も今総務課長がお答えしたとおり、見通しでは1億2,000万繰り入れずに決算ができそうというふうに考えております。

8億円という規模、これは我々の人口規模や行財政規模では適正な規模というふうに考えておまして、ここを何とか維持していくのが一番大事なことかなというふうに思っています。

また、起債の償還残高については、年々少しずつですが、先ほど言ったルールを守ってきておりますので減ってまいります。しかし、その年度の予算規模であったり償還の時期の問題で3年間平均を取りますので、上がってくる年度というか、3年間平均もあるということで、そういうことを承知しておるという意味での全協での答弁というふうに御理解をいただきたいと思います。

これから少しずつ上がってまいります、今まで投資をしてきたことの結果であり、これは借りた金は返していかなきゃいけないということでございますので、しっかりと予算編成の中に組み込んでやってまいります。

折しも先ほど来申し上げましたように、第6次総合計画策定の中にあって、多くの課題や提言もいただいております。令和4年度予算編成の重点項目として財政の健全化を上げたときのお話もさ

せていただきました。これから職員とともに知恵と汗を流しながら、村民の皆様の期待に応えてまいりたいというふうを考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

実質公債費比率についてお伺いをいたしました。

ちょっと数字的なことを加えさせていただいて、村長も御存じのことだと思っておりますが、ちょっと今の部分で重ねてになる部分もあるかもしれませんが、お伺いをいたします。

令和2年度の実質公債費比率13.2ということでした。これは先ほど村長おっしゃったように平成30年度の11.8、令和元年度の13.5、令和2年度の14.5、単年度の数字3年分の平均ということで13.2ということが公表されているわけですが、例えばこれが今年度ですけど、単年度で令和2年度と同じ14.5というような数字だと仮定しても14.4、もう1.2上がるということです。その後の翌年以降については元年度の小さい数字が、これがまた大きな数字ばかりになってまいりますので、先ほど村長おっしゃったように、ますます大きくなっていくということは間違いないことだと思います。

以前ほどでないですけども、先ほどおっしゃったように県の手続などで一手間増えることにならないように気をつけていただけるということですので、この辺りも本当に、私もこういった質問をしながらも本当にジレンマがあるわけですね。やっぱり住民サービスの低下は避けたいですし、また行政にやっていただきたい住民要望はたくさんありますし、本当に村長も同じだと思いますが、本当に数字を見ながらいろいろな村民に目を向けていただけるということが先ほどの答弁に入っておったかなということを思いますので、この点については再度伺いませんが、ちょっと財政力指数ということについてもちょっと触れさせていただいていますので、この点について質問させていただきたいと思います。

財政力指数とは、簡単に言いますと財政の豊かさを示すということで、12月1日付の新聞報道にもありましたが、現在、岐阜県下で最下位ということです。平成18年では0.18、4年前は0.12、30年度は0.16と、普通交付税の算定数字などの数値から計算式を用いて算出されるということですが、他の自治体と比べても格段の差があります。

自主財源率が低いということで、まあ仕方がないのかなとは思いますが、やはりこういった報道を見られた住民の方は、本当にいいのかなと思われる方もあるかと思えます。こういったことにやはり何かしらの形で、こういったものはこういったことだからということで、広報なりで数字の説明ですね、こういったものを実質公債費比率であるとか、そういったものと合わせて村民の方に安心感を与えるような何かしらの見せ方というか、こういったものをまた御研究いただけないかなということを思っております。

県は毎年11月末に普通会計決算ということで公表するんですけども、マスコミは財政力指数と

財政の弾力性を示す経常収支比率、これに注目をして、毎年新聞であるとかマスコミ報道がされます。やはりこれは目につくということですので、こういった財政力指数ということについて、ちょっと今取り留めのないような質問になりましたけれども、どのようにお考えかを伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど議員からジレンマというお話がありましたが、全く私も同じ思いで、やりたいことはやりたいんですけど、いろんなことをやると、どうしても借入れも多くなりというふうなお話と、それから予算規模の中で自主財源の比率、いわゆる人口が少ないために税金が少ない、7割を超すような依存財源、こういう形でございますので大変厳しいんですが、しかし、それを理由にいろんなことを切り捨てていくということはやらないという思いで今までやってきております。

十分注意をする必要はございますが、あまり悲観をすることはしないぞというふうには思っておりますし、この数字こそ一生懸命村民の皆さんが働いていただいている証だと思うし、行政もそれに応えている証じゃないかなと思って1日の新聞を見て思いました。

ほかの町村のことはいざ知らず、私どもの場はこれでしっかりと運営していければそれでいいのではないのかなということで、数字に踊らされることなく、さっき言いました財政調整基金の残高であったり、単年度残高のプライマリーバランス、収入と支出で次の年にどれだけ繰越しをして新年度予算がしっかり組めるかどうか、こういったことを大事にしていきたいというふうに思いますし、御指摘があったその財政のいろんな指数を村民の皆様方に、もっとしっかりとお伝えをしていく、これは重要なことだと思いますので、広報あるいはCATVを通じて、また説明をしていくような方法も取っていききたいと、このように考えます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。

4年前の12月議会で、私は村長との答弁の中で言わせていただきましたゼロ予算事業、このとき村長は、参事以下、課長全員が聞きましたのでアイデアを出してくれると思うという答弁をいただきました。昨今では、財源を伴わないが、今あるもの、人の活用によって村民サービスが豊かになる、こういったことをつくり上げていただく、こういったゼロ予算事業、最近になって執行部のほうからかなり伺う機会も多くなってまいりました。こういったやっぱりゼロ予算事業、こういった職員の方に汗をかいていただくということで、大変かもしれないですけど、やはりこの部分が大事かなというふうに考えております。

今後も既存事業の見直しや、これは必要な事業であるからやりたいと個々の職員の方が事業立案

しやすい環境の下で、職員一丸となって予算編成に当たっていただくことを祈念して質問を終わりたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。10時45分から会議を再開いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

通告に従いまして、1項目3点について一問一答方式で質問させていただきます。

みまもりのわ事業について質問いたします。

東白川村の高齢化率は、令和2年には43.2%となっています。今後の推計を見てみると、令和3年から令和7年まで人口は引き続き減少傾向になっており、高齢化率は43%から44%台になる見込みだと第8期東白川村高齢者保健福祉計画に記載してあります。ちなみに国の高齢化率は令和元年で28.4%ですので、どれだけ村が高齢化が進んでいるか分かります。

人口が減少し高齢化が進む、そんな中でも、村に住む私たちは楽しく元気に人生100年時代を過ごしていきたいと願って、子供たちに対する支援、高齢者に対する支援を望んでいます。

高齢者に対する支援策の一つとして、みまもりのわという事業があります。「認知症になっても、安心して安全に暮らせる東白川村をめざして、みまもりのわ【和・輪・話】をひろげよう！」をスローガンに、見守り合える地域づくりを目指す取組です。

1つ目の質問です。

この事業の取組の活動内容をお聞きします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

今井美和議員の御質問にお答えします。

みまもりのわ事業は、認知症に関する取組を中心とした地域づくり活動の総称でございます。具体的には、次の12の取組をしています。

1番、認知症に関するケアなどのサポートのための専門家による相談会の実施。2番、認知症に関する普及・啓発のための講演会や出前講座の実施。3番、認知症の人も健常な人も気軽に集まれる場、みまもりカフェの実施。4番、24時間365日相談を受け付ける「みまもりホットライン」の開設。5番、独居・高齢世帯の家族の方を村に招き、村の施策の紹介や、家族同士の交流を行う独

居・高齢世帯の家族会の実施。6番、独居・高齢世帯の御本人を対象にした勉強会の実施。7番、村内事業所等へのみまもり協力隊の依頼。8番、地域の人が集会所などに集まり、おしゃべりやレクリエーションを楽しむ地域交流会の開催。9番、村内事業所で行っているサービスや村の社会資源を1冊にまとめた「くらしに役立つしおり」の発行。10番、独居・高齢世帯の方の緊急連絡先が分かる「わたしの連絡先」の作成。11番、みまもり訪問員による高齢者宅への訪問活動。12番、広報紙「みまもり通信ひだまり」の発行。以上の事業は、平成22年度に国のモデル事業、認知症地域支援体制構築事業を活用し、スタートしたのが始まりで、以来10年以上、村が大切に取り組んできた事業でございます。

みまもりのわ事業の特徴は、包括支援センター、保健係、診療所、社会福祉協議会からそれぞれチームメンバーを出してみまもりのわチームをつくり、このチームで事業の企画から実施を行っている点でございます。さきの12の取組の中でも特に独居・高齢世帯の家族会とみまもり訪問員の設置は、ほかの自治体にはない村ならではの特徴的な取組でございます。

みまもりのわ事業は見守りという言葉を使っていますが、単なる見守りをするだけではなく、様々な活動を通じて住民全体の理解を深め、安心・安全な暮らしやすい村を目指している事業と言えます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

説明はよく分かりました。

今のお話の中にみまもり協力隊というお話があったんですが、この協力隊というのはどのような方々が協力隊になっているのか、お聞かせください。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

今みまもり協力隊の質問がございましたけれども、現在54か所が登録をしてみえます。2017年度版からだと、現在編集集中でございますけれども、多少の増減はあると思いますが、数的には54か所ということで、事業所ですとか、そういったような方が理解をさせていただいて加盟をしてもらっているといったような形でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

地域ぐるみで見守りということは、とても大事なことだと思います。

このみまもりのわの訪問員の活動というのは、なかなかほかにはない活動だというお話を今伺っ

たんですけども、介護度のついていない方、元気な高齢者の方の見守りで、訪問員さんが一体誰なのかというのが分からないというお話を前に聞いてお話ししたと思うんですけども、そういった訪問員さんの周知というのはどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

みまもり訪問員さんをどうやって周知してみえるかという質問だと思いますが、実はみまもり訪問員さんはお二人の方が見えまして、先ほど12の活動の中に「みまもり通信ひだまり」という広報紙を、簡単な手作りの広報紙なんですけど、そういったものを使っているいろんな活動の状況を啓蒙しておりますが、その中で写真入りで、このお二方が訪問員さんですよということで、11月の末だったと思いますが出させてもらいました。そういうふうにして啓蒙についてはそんな形でやっておりますし、また今後機会があれば、CATV等も活用しながら紹介をしていけたらなというようなことも考えおります。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

みまもりのわの訪問員さんのことに今触れたので、質問の2つ目に入ります。

みまもりのわの訪問員さんは頑張って回ってくださっていると思いますが、なかなか高齢世帯が多くて回り切れないのではないのでしょうか。対象者が課長にお伺いしました、独居が162件、高齢世帯が69件、80歳以上同居世帯が205件、計436件あるということでした。ある高齢者のお宅にお邪魔したところ、あの家には来ているのにうちには来てくれない、そんな話を聞きました。どのような順序で決まりがあるのか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

今井美和議員の御質問にお答えします。

みまもり訪問員の活動は、村の高齢者の皆さんが元気でお暮らしか、困り事はないか、そういったことを直接お訪ねして伺うもので、例えるなら高齢者の皆さんの御用聞きのような存在かなというようなことを考えております。高齢者の方の変化をいち早く捉え、必要な医療や介護、福祉などにつなげるという点で大きな効果がありますが、通常は元気な高齢者の姿を確認してくるのが専らの大きな目的と言えるのかなと思います。

現在、村には、先ほども言いましたけれども、2名のみまもり訪問員がおり、次の基準で訪問しています。1番として、65歳上の独り暮らしの方、一応訪問の程度につきましては、最低は年1回、人によっては年1回から2週間に1回まで様々で、状況によるということですが、次に2番目とし

て75歳以上の高齢世帯の方、これも同じように最低年1回、人によっては年1回から月1回まで様々です。3番目に、同居家族のある80歳以上の方、これも最低年1回で、人によっては1回から二、三か月に1回までと様々で、状況によって違うということですが、この基準の対象となる方で訪問員が訪問できなかつたり頻度が少ない世帯については、既に要介護認定を受けられておられ介護サービスを受けている人というふうになります。また、同居家族のある方については80歳以上という基準を設けておりますので、御近所同士でも訪問員が来た、来ないといったことはあるかもしれませんが、訪問員は2人しかおりませんので、同じ基準の方でも訪問の時期が早いお宅と遅いお宅ができてしまうことがあります。年間を通じて基準に該当している方は必ず訪問するようにしております。

昨年1年間で訪問した延べ件数は594件でございました。今年度はこれまでに、先ほど議員御説明いただきましたけれども、独居世帯については162世帯、高齢世帯については69世帯、80歳以上の方については対象者が205人ということだったんですが、今年度はこれまでに独居世帯は152世帯を訪問しておりますし、高齢世帯は、これは2回以上になりますけれども140回訪問しております。80歳以上の人についても177件訪問をさせてもらっています。合計469件、今年度現段階で訪問しておると、そういった内容でございます。

訪問の程度は2週間に1回程度から年に1回まで、対象者の状態によって設定をしています。毎月訪問員と包括支援センターの職員とで協議し、訪問した結果から、その方の健康度や認知症の程度、家族や御近所などとの交流具合などを総合的に判断して決めています。例えば配偶者を亡くされ精神的に落ち込んでいる方や、急な病気の後で体力や生活に不安のある方など、注意深く見ていったほうがよい方には2週間に1回程度訪問し、逆に心身ともにお元気で、シニアクラブの活動などにも積極的に参加してみえるような方は年1回といったような具合でございます。

訪問頻度は随時見直しをかけていますので、年1回だった人も何らかの理由で月1回になったり、逆に2週間に1回訪問していた人が元気になるれば3か月に1回の訪問になったりしています。議員御指摘のとおり訪問の対象者や訪問頻度など、これまで周知が行き届かなかったために住民の皆さんには大変御迷惑をおかけしたことを思いますけれども、今後はみまもり通信等を利用して、しっかり周知をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

訪問員さんが来てくれるということで、村は私をしっかりと見ていてくれるんだという安心感を与えてくれます。来てくれて、調子はどうですかと言われるだけで、そんな言葉だけでもうれしいと言われる方も見えます。

先ほど対象者の変化ということ、気づく役割、訪問員さんということでしたが、介護度がついていなくてお元気なのは当たり前で、どうですかと聞くわけなんですけど、そのときに何かお

かしいな、変化があるなと思ったときに、どうやって包括との連携とか対処されるのかというのをもう一度お願いします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

すみません、訪問員さんの大きな目的の一つは、やっぱりその状態の変化とか、それが分かるということだと思うんですが、もしそうしたことを少しでも気づかれた場合は包括支援センターのほうにその都度連絡を入れるような形になっていますので、その後はまた包括でというような話になってくると思います。介護度の話にもつながるのか、福祉のほうにもつながるのかというようなこともありますので、そういうようなシステムになってございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

こういふことで、しっかりと村は連携を取って見守りをしていていただきたいなと思います。

3つ目の質問に入ります。

コロナ禍であり、集まって話などできない状態が続くと認知症が進むケースも出てくるのではないのでしょうか。高齢者に対するみまもりのわの強化を期待いたしますが、さらなる支援の展開はあるのか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをしまいたいと思います。

この2年近く、御存じのとおり新型コロナウイルス感染症が流行して、人とは会わないとか会食は駄目だよというような状況が続きました。本当につらい時間を過ごしていただいたかなというふうに考えております。このことによってストレスがたまりということで大変厳しい時間帯を過ごした。今のところ少しは落ち着いておるということでございますが、今後もこの動向を見ながら認知症の発症や進行を予防するためには、こういった人と人とのつながり、交わり、あるいは出会い、こういったことが非常に効果的であるということは多くの学者の先生方もおっしゃっている、また現実にそういう声も聞いております。

したがって、これからのことでございますが、今まで取り組んできました地域交流会を一層充実したいというふうにも考えてございますし、地道に活動を続けていきたい、人数を減らして回数を多くするというようなこと。それからサロンが2つございまして、ここを十分活用していただいておりますということなんですが、今工事が始まっております越原センターが改修されて、ここもサロンの機能を持つように、サロンの機能の定義については少しここでは説明は避けましても、集い

の場にもなり得るというところでございますので、活用しながら、より一層交流の場が増えるような仕掛けをしていきたい、このように考えております。

今御指摘のように我が国は健康寿命、これが世界一というような長寿社会を迎えております。今後さらなる健康寿命、長寿ばかりではなく健康で過ごしていただける健康寿命の延伸、これが一番大事なことは、議員おっしゃった人生100歳までと100年までというようなことにつながってくると思います。

高齢者の皆さんがこれまでのように見守られる、あるいは支援されるという受け身の態勢、これだけではなくて、1人でも多くの皆さんが健康でいつまでも活動ができて、高齢者の皆さんが見守る側になる、あるいは支援をする側になる、こういった東白川村は大変すばらしい村になるのではないのかなというふうにイメージをしております。

どういった具体的なことを言いますと、今も活動をいただいておりますシルバー人材センターの活動や、それからフレッシュ便という事業で、皆さんが家の周りで作った野菜を個人の住民に販売するというようなことも、多額の村費を入れながら楽しみをつくっていくという事業という位置づけで、私は考えを出してやっていただいておりますというところなんです。いわゆる社会参加をどんどん促していく、こういったことが東白川村が今後目指す長寿の村の姿ではないかと考えます。

言葉を重ねますけど、高齢者の皆さん方が生活していくというところで課題となることとしては、今もやっておりますけど外出支援、やはり安全に移動していただく交通手段、それから生活支援、例えばごみ出し、1人で暮らしてみえるとごみを出すのに大変苦労します。こういったようなことに対する社会福祉協議会、あるいは今ありましたみまもり訪問員との活動とをミックスしながら、その御家庭、あるいはそのお方のニーズはどこにあるかというのをしっかり握って、健康で豊かな暮らしをしていただける、そんな村を目指してやっていきたいと思っております。

みまもりのわ事業は、実は認知症対策というお話をしましたが、実はそれを東白川村へ拡大して健康な村づくりに使う、こういうふうに考えて基本的な施策を組み立てていっております。なかなか人的資源、これは職員のことなんですけど、これがなかなか十分に確保していけないというのは私の実はすごい悩みの種なんですけど、あらゆる機会を通じてそういったスタッフを充実して、皆様方のニーズに合ったみまもりのわ事業をやっていきたいかなというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

村長の思い、よく分かりました。私も同じで、できることならば素晴らしいみまもりのわ事業なので、人数を増やしていただいて、独居の方に不安なく生活していただけるために、もう少し数を増やして回っていただけたらなという思いはございます。金銭的な面はあると思うので、すぐやってくださいというわけにはいきませんが、老人福祉事業にもう少し力を入れていただきたいと思います。

全ての村民が自立し、高齢者の尊厳が保持され、共に支え合う地域社会をつくり、元気な長寿村を目指して高齢者福祉に力を入れていただきたいと思います。

これもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に関連しての今後の村の対応についての質問をさせていただきます。

7月頃から急激に増えた感染者は、8月20日には2万5,000人を超えて過去最多となりました。その後、減り始めると、9月半ば以降は1週間ごとにほぼ半減をしました。

新型コロナウイルスの流行第5波は、なぜ急速に減ったのか。厚生労働省に新型コロナ対策を助言する専門家組織は、1. ワクチン接種の進展、2. 人々の行動の抑制、3. 医療機関や高齢者施設でのクラスターの減少といった複数の要因を上げています。その中でもワクチン接種が特に大きな役割を果たしたことは間違いなさそうだとされています。

コロナ対応では後手に回ったと言われた前政権を教訓に、就任間もなく岸田政権は、第6波に備えた全体像を示し、アピールをしました。米大手製薬会社ファイザーなどの研究によると、感染力の強いデルタ株の感染をワクチンが防ぐ効果は、2回接種を終えた4か月後には53%と低下をしました。国内でもワクチンの効果が落ちて感染を起こし、流行につながるおそれがあるとしています。

最近では連日のように第3回目のワクチン接種についての報道が行われています。欧州諸国や韓国の感染状況もかなり厳しい状況にあります。東白川村における今後の第3回目のワクチン接種も含めた対応について数点の質問をさせていただきます。

岐阜県発表の11月の感染者は計124人であり、月別では3月の計225人を下回り、今年最少となりました。11月は死亡者もなく、今年初めて月別死者数ゼロとなりました。11月16日には約8か月ぶりに新規感染者もゼロでありました。月別で死亡者が確認されなかったのは昨年9月以来で、また11月に感染し、重症化した感染者はいませんでした。月別では昨年10月以来で12日からは重症者はゼロとなりました。県福祉部の担当者は、これはワクチン接種の効果や感染状況が落ち着いたことで重症化する感染者も減少したという分析をしております。

一方で、県内では感染時不明の感染者が一定数いるほか、国内では30日に新たな変異株、オミクロン株が初めて確認をされました。担当者は、人流が活発となる年末年始に近づくことを踏まえ、油断することなく感染対策を続けてほしいと呼びかけをしています。

日本国内での11月の感染者数は合計で4,673人でした。

そこで、第1の質問をさせていただきます。

政府は12月から医療従事者を皮切りに3回目の接種を始めるとしていますが、東白川村での接種につきましてはどのような予定であるのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

議員御指摘のとおり日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認をされています。しかしながら、感染予防効果等は時間の経過に伴い徐々に低下していくことが様々な研究結果等から示唆されております。例えば村と同様ファイザー社製のワクチンを接種された人の情報を集めた米国での研究によれば、12歳以上における感染予防効果は2回目接種後1か月以内には88%であったところ、五、六か月後には47%にまで低下したとの報告がありました。

国ではこうした研究結果を踏まえ、また諸外国の動向も注視しながら感染拡大防止及び重症化予防の観点から、2回目接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に追加接種を行うことが決定されました。

周知のとおり12月1日、医療従事者から追加接種がスタートしておりますが、村の集団接種で最初に2回接種が終了した方は6月1日の226人、次いで6月2日が184人となっております。この日から8か月经過ですので、少なくとも令和4年の2月1日以降にならないと3回目の接種は行えません。1・2回目の接種を村内で行った医療関係者の方へは既に接種券をお送りしていますが、集団接種を行われた方は、予定では年明け早々に接種券と予診票に加え、3回目を接種するか否かの意向調査を送付する計画でございます。また、1月中旬以降には接種される方の元へ日時が入った案内文書をお届けする計画でございます。

基本的には2回目接種終了順に御案内を差し上げることになると思いますので、いましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

なお、接種日につきましては、3月までに2回計画をしており、最初は2月16日の水曜日、次が3月16日の水曜日、いずれもはなのき会館で午前10時から1日実施をする計画であります。

また、追加接種の期間は令和4年9月30日までの予定でございますので、4月以降も随時行っていく予定をしたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。分かりました。

東白川村においては、今年の第1回目、そして第2回目とも大勢の方々の御理解と御協力を得て新型コロナウイルスワクチンの接種を進めてきましたが、やはり皆様の思われるところは副反応の心配ではないのでしょうか。使用するワクチンは海外の事例や有効性や安全性に関するデータを踏まえ、1回目、2回目に打ったワクチンの種類に関わらず、ファイザー製や米モデルナ製ワクチン

を用いるとされています。副反応の頻度は1回目、2回目と同様で、異なる製品を使っても目立った変化は報告をされていないが、国内でも接種後に生じた症状や血中の抗体量を調べる調査を行い、結果を公表する方針とされています。また、今までに一度も接種をされていない人も接種を受けられるとしています。

そこで、第2の質問に入ります。

厚生労働省のワクチン分科会は、当面は米ファイザー社製を使い、1回目、2回目と異なる製品を3回目に打つ交差接種を認め、接種のタイミングは2回目接種からおおむね8か月以上とするが、感染状況などを踏まえ、自治体の判断で6か月に短縮することも踏まえているとしています。この件についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

ただいまの質問については2つの質問から成っていると理解をしておりますが、最初に交差接種、交互接種の御質問について御説明を申し上げます。

追加接種に使用するワクチンについては、初回接種、これは1・2回目の接種のことですが、初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社のワクチンか武田モデルナ社のワクチンを用いることが適当というふうにされております。現在はファイザー社のワクチンのみが追加接種に係る薬事承認がされておりますので、当面の間はファイザー社のワクチンを接種することとなりますが、東白川村で集団接種を予定します2月頃には武田モデルナ社のワクチンも薬事承認がされ、接種が可能になると考えております。

なお、ワクチンの配分については、県へはファイザー社が55%、モデルナ社が44%の割合で配分されることになっており、現時点で分かっていることは、ファイザー社もモデルナ社も併用して使用することになるということです。

初回接種と追加接種で異なるワクチンの使用、いわゆる交差接種、交互接種についてですが、交差接種に伴う追加接種の効果や安全性を評価しているアメリカの研究によれば、交互接種に伴う追加接種の抗体価の上昇は良好であること、また副反応に関しても初回接種で報告されたものとはほぼ同程度であり、交互接種と同種接種で差がなかったと報告をされています。

村では集団接種を行った方は、全員1・2回ともファイザー社のワクチンを使用していますが、3回目の接種ではワクチンの配分上、武田モデルナ社のワクチンを使用する方がいると思いますが、研究結果からも安心して接種ができるものというふうにご考えてください。

次に、初回接種から追加接種までの間隔に対する質問ですが、先ほどもお答えしましたように、国では2回目の接種完了後、原則8か月以上後というふうにされています。県では11月29日付で岐阜県新型コロナウイルスワクチン供給調整本部から発出された新型コロナウイルス追加接種の当面の方針によれば、感染拡大の防止を図る観点から、医療機関等、これは高齢者施設も含ま

れますが、においてクラスターが発生した場合など特に必要と認められる場合には、事前に国と相談の上、6か月以上経過した者に接種することができるというふうにされております。村内ではこうした事象はありませんので、国の今後の動向にもよりますけれども、現時点では原則に従って8か月以上経過した者を3回目の接種対象というふうに考えておりますし、またワクチンの供給の都合上、もし6か月ということになりますと12月から、もう今月から開始ということになるわけですが、まだ村にはワクチンがありませんので、実質的には、もう2月まで待たないとワクチン接種が開始できないというような状況かというふうに思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

詳しくお答えをいただきましてありがとうございます。

米製薬大手ファイザーは、5歳から11歳の子供、約2,300人を対象とした臨床試験を海外で実施し、少ない容量でも発症を90.7%に抑えられるとの結果を公表しています。日本では既に接種が始まっている米国と比べて子供の死亡や重症化が大幅に少なく、全ての5歳から11歳に積極的に接種を勧めるのは慎重にすべきだとの意見があるようです。

そこで、第3の質問です。

5歳から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種が、早ければ厚生労働省は来年の2月頃に始まる可能性があるとしています。この件につきましての村のお考えをお伺いたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

周知のとおり11月2日にアメリカではファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンの緊急使用が認可され、翌日から5歳から11歳の子供への接種が開始されています。国では現時点で対象者12歳以上は科学的根拠に基づいて決められており、議員が御指摘のとおり、今後接種の対象年齢が広がる可能性があり、ファイザー社及び武田モデルナ社の新型コロナワクチンは、海外で生後6か月から11歳を対象とした臨床実験も実施をされています。また、令和3年11月10日には薬事承認申請もされている状態です。

村内の5歳以上11歳以下の人口は9月末現在で85人となっておりますが、この子供たちに対する接種の取扱いについては、今後国から示される方針に基づき適切に対処していく考えでございます。

なお、村で、先ほどちょっとお話がありましたけれども、1・2回目の接種が終了した11月以降に12歳を迎えられた方や、何らかの理由で1・2回目の接種を受けなかった方が打ちたいといったような希望があった場合ですが、それについても3回目の接種の際に接種機会をつくっていきたいというふうに考えてございます。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

政府は新型コロナウイルス感染対策本部において流行第6波対策の全体像を決定し、この夏のピーク時と比べて3割増の入院患者を受け入れられる病床の体制を整備し、自宅で使える飲み薬を確保するとしています。米製薬企業メルクなどが開発した新型コロナウイルス感染症の飲み薬「モルヌピラビル」であるとされています。

そこで、第4の質問です。

厚生労働省は、米製薬企業メルクなどが開発した新型コロナウイルス感染症の飲み薬を160万人分購入するとしています。飲み薬はどのような方を対象に使われるのか、この件についての村のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、イギリスではアメリカの製薬会社が開発した新型コロナウイルスの飲み薬を承認したという発表がございました。新型コロナ治療薬の抗ウイルス薬として飲み薬が承認されるのは世界初であり、重症化リスクのある患者を治療対象としているものです。

厚生労働省では、国内での年内実用化を目指して調達に向けた協議が進められています。このアメリカの製薬会社が開発した新型コロナウイルス抗ウイルス薬「モルヌピラビル」は、ウイルスの侵入や増殖を防ぐ抗ウイルス薬であり、自宅での服用が可能であるため、医療機関の負担が軽減されるというふうに考えられています。

県では11月29日に行われた感染症対策協議会で示された感染防止対策継続強化の一環として医療体制の強化を上げられており、その中で中和抗体薬、経口薬を外来や宿泊療養施設で投与できる体制を構築するとされています。村としては、今後の国や県の動きを注視していくことが重要と考えています。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

あの飲み薬は現在では治療ということですが、将来的には注射に代わり予防薬としては使用できないものか、この点をちょっとお伺いします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

飲み薬については、今言われる点滴に代わる治療薬というような解釈でおりますので、予防薬という効果につきましては、ちょっと今の段階で情報は入っておりませんので、以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

はい、分かりました。

政府は感染が下火になったことを受け、日常生活の回復へと舵を切り、緊急事態宣言やまん延防止措置の対象地域でも、イベントは主催者が都道府県に感染防止安全計画を提出した場合に、飲食店は感染対策の第三者認証を得た場合に、それぞれの人数上限をなくすとしています。

そこで、第5の質問です。

政府は感染拡大防止策として求めてきた行動制限の緩和案を提示して、検査パッケージ制度を活用して、会場や店頭での接種済証か検査の陰性証明のうち、接種済証には期限は当面求めずとしています。この件につきましてのお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをいたします。

ワクチン検査パッケージの制度は、感染対策と日常生活の両立に向けて緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするための制度でございます。具体的には飲食店の事業者やイベントの主催者等が入店者や入場者など利用者のワクチン接種歴、または検査結果陰性のいずれかを確認することで、例えば飲食であれば人数制限なしといったことが可能となります。

この制度の活用のためには飲食業者等は事前に県への登録が必要となります。対象となるのは第三者認証飲食店、これは新型コロナ対策実施店舗向けステッカーの交付店舗となりますけれども、これは村内に10店舗ほどあるわけでございますが、なお、この登録については義務づけられるものではありません。この申請は12月1日から始まっておりまして、検査パッケージ制度のスタートは1月からとなりますので、対象店舗については早めの登録をお勧めしたいと思います。

また、国では12月中に接種証明を電子化するサービスを開始予定としています。これはマイナンバーカードを使ってスマートフォンでワクチン接種証明書を入手できるサービスで、12月6日付の内閣官房副長官発出から示された文書では、12月20日から二次元コードが記載された電子証明書の発行を開始する旨の通知がありました。

このサービスを受けるにはマイナンバーカードが必要となります。これにより紙の証明書と同様

の内容がスマートフォンの画面で確認可能となります。なお、1月以降、登録店舗で5人以上の会食などを行う場合のワクチン接種歴の確認については、ただいまお話ししました電子版接種証明だけではなく、1回目、2回目の接種の際にお渡しした接種済証、もしくは接種記録書のいわゆる紙媒体で接種歴の確認が可能です。

接種歴の確認には免許証などの本人確認も必要となります。また、接種済証等を紛失されてしまったような場合は保健福祉課のほうで再発行ができますので、もし紛失されたようなケースがありましたらお申し出いただきたいというふうに思います。

感染拡大を防止しながら日常生活や社会経済活動を継続していくための新たな国の制度でございますので、村でも正しい情報を流していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

接種済証には期限を設けないということでしたが、例えば今度新しく3回目の接種を終了した場合は当然証明書が出るもので、それに代えて使えばいいということでしょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

おっしゃるとおりで、最新のもので結構かと思っておりますのでお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

新型コロナウイルスの新変異株、オミクロン株の感染は、米国や韓国など世界各地で拡大を続けています。日本国政府は飛行機の搭乗は出発国が日本政府による水際対策対象国なら日本到着後に検疫の指定施設で3日から10日待機し、その後、自主待機することなどの対策を取っています。国立感染研究所は、オミクロン株はスパイクたんぱく質と呼ばれる表面の突起に30か所以上の変異が生じているとして、世界で猛威を振るったデルタ株でも8か所とされており、従来のもものと比較すると桁違いに変異が多いとしています。

また、現状ではデータが限られており、従来株に比べてどこまで危険なのか十分に評価できていないとしています。

ここで第6の質問に入ります。

年末年始にかけて人の移動が当然多くなることと思いますが、東白川村としての新型コロナウイルスの感染予防対策についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

議員御指摘のとおり、国・県ともに現在の感染レベルは今年最も落ち着いた状況と言えます。これは感染予防効果の高いワクチン接種が進んだことに加え、マスクの着用など基本的な感染防止対策が徹底されたためであると、先ほどもお話に出ましたけれども県も見解を述べております。村のワクチン接種についても11月末日現在で2回接種を終えた村民は1,857人となり、接種率は90.9%と高い値になっています。

これから年末年始という人流が活発化する時期を迎えます。昨年の年末にはコロナの蔓延ということもありまして、ふるさとへの帰省を我慢された方も大勢あったと伺っておりますが、今の状況から見れば以前と変わらぬ年末年始が予想され、また懸念される変異株、オミクロン株も国内での感染者が確認されたこともあり、引き続き状況を注視しながら感染防止対策を行っていく必要があると考えております。

村における感染防止対策につきましては、これまでと大きく変わる点はございません。基本的には感染防止対策である3密（密閉空間・密集場所・密接場所）の回避、マスクの着用、手指衛生、体調不良時の行動ストップ、小まめな換気を徹底していただくようお願いをしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

新型コロナウイルス関連につきましては、国レベルであり、審議中のもの、専門分科会での検討中のものなど、なかなか大変であることと思います。そんな中で課長には丁寧な回答をいただき、ありがとうございました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止とその撲滅については、日本国内はもとより全世界の人々が勇気と英知を出し合って立ち向かわなければなりません。東白川村も来年度は以前のような各種の行事やイベントが通常に開催でき、村に活気や笑顔が戻ることを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

獣害対策についての質問です。

近年、野生動物の農作物への被害は、農作物を食べたり田畑を荒らしたり、電柵・ビニールハウスを破壊するなどの行為があります。この被害によって農作物が出荷できなくなったり、食べられなくなったり、石垣やあぜ、ビニールハウスの修繕など、金銭的にも精神的にも大きな痛手がかかります。そして、個々での対策では十分な効果はなく、次第にやむなく耕作を諦めざるを得ない農地が出てきてしまい、人と野生動物がすみ分けできるレベルではなくなっているのではないのでしょうか。

農林水産省によれば、獣害による農作物への被害は平成30年では約150億円であり、額としては近年減少傾向にあるものの、まだ大きな被害が出ていることが分かります。このままだと電柵や取り囲いのおりが増えて、野生動物を防ぐでなく、反対に人がおりの中に住んでいるようになってしまっているのではないかと、笑い話にもならないのではないかと思います。

この野生動物被害問題については、全国的に取組、対策がなされており、その中でも成功例が幾つか紹介されておりますが、集落地域ぐるみの取組が成果を生み出して、対策の可視化、いわゆる見える化がされ、住民の対策意欲が向上したそうです。また、住民が自分もできると直感できる分かりやすい方法を提示することで、取組の継続による地域ぐるみの害獣対策を推進することに成功し、被害を減らしたそうです。

そこで、弊村の対策状況も併せて質問させていただきます。

まず、たとえ被害があったとしても自力での駆除は鳥獣保護法などの各種の法律違反となりますが、これ以外に緩和か独自の規制の自治体が定める条例制度が当村にあるのか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

安保議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、鳥獣の捕獲については誰もが捕獲・駆除をしていいわけではありません。ほとんどの場合、法律に基づいて狩猟免許や何らかの許可申請が必要となります。

捕獲に関する法律は、次の2つがあります。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護法と言いますが、日本に生息している全ての鳥類と哺乳類に対して適用される法律です。もう一つは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、これは外来生物法と言います。もともと日本に生息しておらず、海外から入ってきた後に様々な問題を起こしているアライグマやヌートリアなどの外来種に対して適用される法律です。いずれの法律でも鳥獣保護法の狩猟免許や捕獲の許可が必要になります。ですので、駆除や捕獲は狩猟免許所有者である猟友会の皆さんということになります。農業者の皆さんが規制緩和のための条例や規則について、これについては全国的にも制定しておりません。なので、本村にもないのが現状でございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

被害について、稲作田んぼはそれごとに保険があり、集落営農や農協に報告をしますが、畑作や果実などには適用されておりません。制度自体がないのではないかと思います。田畑果樹を含め被害の見える化の手段として、集落地図に落とし込んで状況把握ができないものなのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

ただいまの質問につきましては2つの御質問があると理解をさせていただきます。

まず最初に、畑作や果樹についての保険についてお答えをします。

災害や獣害に対応する保険として農業共済制度があります。御存じとは思いますが、この制度は農家さんが掛金を出し合い、共同財産を積立て、災害を受けた農家は、その共同の財産から共済金を受け取るという仕組みです。全国農業共済協会が運営しており、岐阜県ではNOSA I岐阜（岐阜県農業共済組合）が窓口となっております。

農作物共済は、議員おっしゃられたとおり水稲や麦が対象となります。そのほかに畑作物共済、果樹共済、家畜共済等7つの共済事業がありますが、NOSA I岐阜の畑作物共済は、残念ながら大豆しか該当しておりません。

参考までに全ての作物が該当する保険として収入保険制度があり、これについては青色申告の実績があれば誰でも加入できますが、専業農家として大規模に経営していれば有利でございますが、自家栽培では意味がありませんのでお勧めをしません。

次に、被害の見える化地図についてお答えをします。

鳥獣による被害については、毎年同じ水田や畑地で獣害が起こるわけではありません。もし毎年同じ箇所で起こっているのであれば、草刈りをしていないとか、残飯を捨てているとか、そういった何らかの原因が誘発しているものと考えられます。ですので、まずはその原因を取り除くことが先決だと考えます。それでもなお被害に遭われているのであれば、地域住民の方皆さんでお話をし、現地の確認をし、鳥獣害ハザードマップのような図面を作成することも一つの手段はあります。その地図を作成するには、農業者の方はもちろん猟友会の皆さんにもお手伝いいただき、生息地を確認する必要があります。

鳥獣害の防除については自己防衛が基本でございます。本村では猪鹿防護柵設置補助事業や野猪捕獲柵箱わな補助事業があります。この事業についてはCATVやホームページ等でもPRをしていますが、議員の方も農業者の皆さんに御利用していただくよう、ぜひともお声がけをしてくださるとありがたいと思います。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

現状では畑作というのは自家消費が多いためだと思われていますが、今御回答いただいたように、今後とも、ぜひ野生動物の出没情報を収集していただけると大変ありがたいと思っております。

そこで次の質問ですけれども、農地・民家の周辺に動物が安全と感じるのが耕作放棄地などの隠れ場所であり、無論、耕作放棄地が増加することには担い手不足などの深刻な問題があるのも事実ですが、放棄地や管理不足の山との境地、やぶなどは、動物が人に姿をさらすことなく近づける環境を提供している、いわゆる隠れ場があることも獣害の原因の一つになっていると思われま

す。そこで、野生動物が近づきにくい環境にするための生活圏との緩衝帯、いわゆるストップゾーンとするための農地に隣接したやぶや管理道などの刈り払い作業に対しての助成などの支援ができないかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

御質問にお答えします。

緩衝帯をつくるための刈り払い作業に対しての助成金についてお答えします。

被害防止対策を効果的に実施するには、圃場や集落を餌場にしないこと、鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しのよい地帯等の緩衝帯の設置により、人と鳥獣のすみ分けを進めることが重要でございます。国の補助事業の中で鳥獣被害防止総合対策交付金というメニューがあります。支援内容は、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈り払い、鳥獣の追い払いを行う場合、大規模緩衝帯1ヘクタール以上の整備を行う場合は、事業費の2分の1以内で上限48万円が補助されるというものでございます。本村では、この事業についてまだ利用したことはありませんけど、今後、集落の要望に応じて県へ確認しながら進めたいと考えます。

刈り払い等には全部委託するのではなく、地域住民のマンパワーが必要となりますので、御協力をください。

また、参考までに、日向集落や西洞集落のように里山との境に鳥獣害対策用ネットを張ったり、本年度から親田地区では水田を囲うようにワイヤーメッシュを張り獣害対策に取り組んでいる地域もあります。これについては、いずれも国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の答弁に対しての関連の質問になりますけれども、本日の中日新聞に森林作業の下刈り作業の安全性と効率化を見据えた無人で無線でできるキャタピラのついた下刈り機が掲載されています。斜面の45度でも使えますよというような機械の紹介記事がありましたですけれども、これも県の助成事業としての検討が始まっているというふうなうたっていましたですけれども、当村については何かこのような話は進んでいるのか、一つお伺いしたいです。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

今日の新聞に掲載していたのは、林業のリモコン下刈り機械に対する助成の検討を始めるというものだったかと思います。農業部門のスマート農業補助金については県では既にあります。補助率については、2分の1ないし3分の1以内で上限300万円でございます。認定農業者や生産者組織で共同利用することが条件になっており、補助率が異なります。村でも農業振興補助事業での上乘せ補助ができないか現在検討中でございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

そのことは、集落支援機構の発案の一部にも稲作田んぼの平均あぜ率の高さ30%というのが課題に上がっている中、そのような助成とともに、年間を通しての雇用につながる刈り取りの体制の設立や地元住民のアルバイト的雇用もできないかをお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

御質問にお答えします。

今年度のゼロ予算事業である農業の問題や集落の問題について構想を練り、第14回議会全員協議会の中で副村長から集落支援機構の草案を御説明したところでございます。その中の障壁の一つに、畦畔率の高さから水稲栽培と草刈り等畦畔管理が課題であることも上げております。議員おっしゃられるように、刈り取り体制の設立や草刈り隊などを募集するなども一つの手段と考えます。

今後、この集落支援機構をどのように実行に移すか来年度設計し、令和5年度から実施していきたいと考えております。全村一斉に行うことは不可能かと思っておりますので、村長がおっしゃられたように、まずモデル地区を選定し、村内全域の取組の方向性を導きたいと、そんなふうと考えております。草刈り体制の設計も必要ですし、このほかにも様々な課題があるので、議員の皆さん方にも話し合い活動等に参加していただきながら、よりよい制度設計をしていきたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

前向きな方向の答弁をありがとうございます。

いわゆる地域ぐるみの取組が成功を生み出している例が多く見られますが、集落営農団体、地区の協定集落の活用も問題を抱えている状況でありますので取組は難しいかもしれませんが、持続可能な事業として取り組んでいただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。午後からはチャイムが鳴ってから会議を再開いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式にて一般質問をします。

村のデジタル改革について、3つの質問をしたいと思います。

令和2年12月25日にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされています。

令和3年版地方財政白書の中では、地域社会のデジタル化を集中的に推進するための経費として、令和3年度及び令和4年度に限り地方財政計画に新たに地域デジタル社会推進費を計上することになっており、地方交付税の算定においても新たな費目として地域デジタル社会推進費を創設するとなっています。

そこで、1つ目の質問です。

地域デジタル社会推進費は、村とどう関係してくるのか御説明ください。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

桂川議員の質問に対してお答えします。

初めに、国では令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が示されました。また、令和3年9月1日にはデジタル庁が創設され、DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの推進が本格的に始まりました。デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することで、経済の持続的かつ健全な発展と住民の幸福な生活の実現に寄与することが目的として推進計画が定められています。

また、県では岐阜県デジタルトランスフォーメーション推進計画の策定が始まり、来年令和4年3月下旬には推進計画が策定される予定です。基本理念として「誰一人取り残されないデジタル社会である岐阜県」という目標でございます。年齢、地域等の状況によらず、県民がその恩恵を享受できる安全・安心なデジタル社会である岐阜県を目指す計画となっています。

ただいま議員からの御質問の内容にありましており、令和3年度及び令和4年度の国が定める地方財政計画に地域デジタル社会推進費が追加されました。現在示されている情報では、事業期間は令和3年度と令和4年度、各年度国全体で約2,000億円、そのうち800億円が都道府県へ、市町村へは1,200億円が予定されています。

この地域デジタル社会推進費は、今年度の普通交付税に新たな算定項目として追加され、人口や事業所数などの基礎数値が算定されており、普通交付税の基礎算定額として4,874万円の算入とされています。この額が村に交付されるということになります。事業の目的であります、この地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。そのため、本村もデジタル社会の推進を進めることとなります。

東白川村ではデジタルトランスフォーメーション推進計画の策定について現在検討中です。しかし、国の定める重点事項であるマイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の徹底や行政手続における押印見直しなど、現在必要な事業は既に鋭意取り組んでいます。

具体的な大きな課題として、地方自治体の基幹業務行政システムについては、令和7年度までにデジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムを導入し、本村も稼働できる体制の整備が必要となります。

今年度、岐阜県の協力を得て行政事務の業務量を把握し、業務フローの作成による見える化の作業を進めております。

また、標準準拠アプリの整備については、一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターの総合行政情報システムと整備に関する協議を始めております。

また、ホームページの充実やスマートフォンを使った行政サービスの分野では、スマートフォンを活用したシステムを整備し、岐阜県と共同調達したAIチャットボットの活用や、住民からオンライン申請やアンケート調査などに使えるLOGOフォーム、庁舎内では情報共有の連絡通信に使えるLOGOチャット、こうしたアプリを活用した業務の検証や庁内での勉強会を開催するなど行っております。

いずれにしても令和7年度までに基幹業務行政システムの標準準拠システムの導入は必ず実

施する必要はありますが、新たなハード整備やシステムの導入については、今後も検討を重ね決定したいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの答弁につきまして、国からは財政措置として約5,000万ほどの財源確保をして、それをデジタルの整備に充てなさいという方向性になるかとは思いますが、この中にもありましたように、国の方針としましては、誰一人取り残されないデジタル化であり、それから地域と、要は、うちの村のような小さい自治体であってもきちんと土壌に乗せていきましょうよという方針ではありますが、今回の方針でありましたように、地方にも財源措置をするから地方で整えなきゃいけないものと、国、そして県が整えなきゃいけないもののバランスというのが今後一番大事になってくよいかと思う中で、今課長からの答弁にありましたように、令和7年度までに整備しなきゃいけない。だけど、ハードについてとかシステムの導入についてはごくごく慎重にやっていく必要があるかということが述べられたわけですが、この答弁の途中にありましたガバメントクラウドというものなんですけど、クラウドというのは中央に全てシステムを持って、それを地方が使っていく形で行政システムを動かしていく仕組みであろうかと思えます。この辺もまだ県のほうも、まだどうするのがベストかということを手をこまねいているという話も聞いていますし、それと、全県下同時にやれるといいんですけども、手を挙げた自治体と手を挙げていない自治体が現時点で存在していて、そのまた温度差が将来的に統合されたときに、独自でシステムを整備してしまったところは二度手間になる可能性があるかと思えます。

そこで、ぜひとも村のほうにお願いしたいことは、早ければいいというだけではなく、ごくごく慎重に、国・県が整備してくれる可能性のあるものを、あまりにも早く手を出し過ぎて独自でハード、システムを導入して後々村の荷物にならないようにしてほしいということで、これは先ほど課長が申しましたとおり、今後しっかりと見定めて研究していただけるという返答でしたので、改めて念押しのことになりますが、ちょっとこれについての御回答をどなたかいただければ。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

ただいまの質問に回答します。

先ほども述べましたとおり、まだ国からの詳しい設計図というのが下りてきません。岐阜県のほうもこの協議会のほうを進めておりますが、具体的な中身はまだ詰まっておきませんし、もちろんその方向性を見ながら進めたいというのは当たり前です。

ただ、先ほども申しましたとおり事前にできるところ、しかも、かなり予算を使わなくてもまずはつかめるところとしては、先ほどの業務量のフローをつくるか、そういったところはやっぱり

積極的にいくべきであって、あと、お金がかからない部分につきましては先ほど岐阜県が共同調達したソフト、そこら辺を活用、しかも早く運用ができるような飲み込みのいいような状況をつくっていきたい、そんなようなふうに考えていますので、まずはそこら辺だけをしっかりとやっていききたいというふうに考えています。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

そうしましたら、2つ目の質問のほうに移りたいと思います。

デジタル改革が目指す究極の姿というのは、デジタルを意識しないデジタル社会と言われており、少子高齢化が進んでいるうちのような村にとっては、まさに村民一人一人はデジタルというものを意識しない状態であっても、インフラとしてデジタル改革がしっかりと進めていくということが重要だと感じております。

デジタル社会の形成に必要な項目として、次の5つが掲げられました。

1つ、ネットワークの整備・維持・充実。2つ、データ流通環境の整備。3つ、行政や公共分野におけるサービスの質の向上。4つ、人材の育成、教育・学習の振興。5つ、安心して参加できるデジタル社会の形成。この中で4つ目にありました人材の育成等について、うちの村でも重要な要因ではないかと考えております。これから村民を含めた村のデジタル化を推進していくに当たり、必ず必要になってくる人材になるはずです。

そこで、2つ目の質問ですが、村全体のデジタル化を推進していく原動力ともあろう人材の育成状況、もしくは育成のための計画などがありましたら併せて御説明ください。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

桂川議員の質問にお答えします。

DXの推進にはデジタル化を進めるための人材は必ず必要で、重要な事項であると心得ております。現在、村の光ファイバー網の整備によるデジタルテレビや高速インターネットが利用でき、携帯電話やスマートフォンの普及による通信の利便性が向上し、中山間地域でも都市部と同等のサービスが受けられる環境が整いつつあります。庁内の組織体制として、今年度からDX担当業務を情報通信係内に設置をしました。しかし、専門的な分野でありますので、人材の育成は重要な課題となっております。実際には専門的な人的支援については国の制度を活用、IT専門の事業者への業務委託やアドバイザーの受入れ等も可能ですので検討したいと思っております。

また、今後職員に期待されることとして業務プロセスの抜本的な改善、多様なサービスの提供、デジタル環境の整備による住民目線における利用価値の向上を考えることができる人材が必要にな

ってくると思います。

御質問いただきましたとおりデジタル改革への取組は、環境整備だけではなく人材の育成も大切となります。当然のことかもしれませんが、一部の職員で全て対応することはできませんので、庁内全体の課題として考え、全職員のスキルアップにも取り組みながら村のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進したいというふうに考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの返答で、職員、それから役場のほうが真剣に取り組みなながらも、全ての職員がそのスキルを身につけるぐらいの勢いでこの人材を育成していこうという方向についてはよく分かりました。ただし、僕としては役場のという限定した人材育成ではなく、村全体の中でデジタルというのが村民の生活、一般の生活にどう活用していけるかというところを踏まえた人材育成という意味もちょっと考えてほしくて、先ほど課長の答弁の中に、住民目線においても考えられる職員を育成したいと述べておられましたが、わざわざ役場職員が住民目線というまでもなく、住民をその人材の中に含めることで、もうはなから住民目線における計画を立てていくという近道にもなろうかと思えます。

それから先ほど言いましたデジタルを意識しない社会をつくるためには、実はデジタルの専門家だけを集めて物事を決めていくのではなくて、全くデジタルのことを知らない人がどう生活を豊かにしていきたいかというところを提案していただく、そこに専門家が、あっ、デジタルの技術を使えばこういうことができるかもしれんねという、そういう方向性を、またスペシャリストで相談していくという過程がこのデジタル改革にとっては最も重要ではないかと思えますので、この人材育成の枠を、今お答えいただいた職員に限らず、村民全体の人材育成であったり村民全体の人材を活用するような方向性をぜひ模索していただきたいと思えます。これにつきましては、その次の第3の質問の答弁を含めたところでまたお答えいただければいいかと思えますので、第3の質問のほうに移っていききたいと思います。

全戸に村所有の光ファイバー網が整備されるなど、全国的に見ても理想的と言えるデジタルインフラを持っている東白川村です。5Gをはじめとする携帯電話網の整備など、村以外のデジタル環境も次々と整備されつつあるのが現状です。これからは、それらのデジタルインフラの有効活用が一層期待されることだと思います。

そこで、最後の質問になります。

ここまで述べてきたこと以外の村のデジタル改革への取組について御説明をください。

○議長（樋口春市君）

誰かお答えできますか。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川議員の質問にお答えをします。

今、後ほどの質問と合わせてお答えくださいと言われた、役場の職員だけでなく地域の住民の皆様方と一緒にスキルアップをすべきだと、この提案はごもっともだというふうに思います。現在でも移住・定住の面で見ますと、そういった分野のことを職業にしてみえる方が数名移住をしてきておられますし、各事業所もこのデジタル改革には当然それぞれの業界で取りまざるを得ないという状況がきつとあると思いますので、そういう事情に応じていろんな勉強会やら技術者を派遣して技術を身につけていただくというようなことがこれから起きてくるんだらうと、そういったことの活動に対する推進費が使えるんであろうというような、若干アバウトなイメージですが持ってはおります。

また、予算の編成方針の中で重要に上げておりますテレワークを一つの業種として職業としてやっていける事業を立ち上げたいというふうに思っていて、これなんかもその事業所から波及して行って、そこで働く方々は当然そういったノウハウがないとある程度は働けないわけですし、そこにオーダーをくれる事業所さんというのは、そういったことに対しても随分先進的な技術を持った、スキルを持った職員がおられる、こういった方々の活用もその一端ではないのかなというふうには考えます。

さて、この今までの課長答弁以外の村のデジタル化という御質問がございました。このDXの推進や改革については、本村では御案内のとおりICT技術を活用して光ファイバー網、これはデジタルテレビや高速インターネット、これは本当に議員とも一緒になって地方、私、情報過疎にならないという言葉をよく使ったんですが、ここまでできてきたということは非常に大きな成果であったなというふうに思います。ところが、もう既に5Gと、こういう話になってきております。

インターネットでは最大速度1ギガサービスが利用できる、この環境は素晴らしいことだと思いますが、もう既にその次を目指したというお話であろうかなと思います。

また、教育の分野でも1人1台タブレット端末、これを早い段階から整備し、教育ICTの分野においても他市町村に遅れることなく整備ができていっているかなというふうに思います。

こういった考えは先進的に取り組むべきでもありますし、先ほど慎重にという御指示があったように、いろんな事業で早めに飛びついて、結局時代遅れになってしまったという、その反省がいろんな分野であることもありますので、しっかりと腰を据えて、国や県の動向があつて、先ほどのクラウドの関係なんかも本当に使えるものになってからしっかりと導入するという考え方は大事なかなというふうに自分的には思っております。

また一方、これも予算編成の中で説明をしまいましたが、我々は残念ながらなかなか素人に近い状態で、いろんなシステム変更とかそういう形についてチェックが効かない状態で、いわば業者さんの見積り等、入札がという云々の問題があるということで、全く別の第三者の方のチェックを入れていただいて適正な価格、適正な規模で導入をしていくということも大事だなというのを予算の編成の中の重点項目の1つに入れております。こういったことも大事なかなというふうには考え

ております。

このような状況の中でこれから進んでまいりますデジタルトランスフォーメーション、これについては、村が担う行政サービスにおいてデジタル技術やデータを活用して、いかに村民の利便性、生活の利便性を向上させることができるか、またデジタル技術等やA I等の活用により業務効率、少し前はそういったところにお金を出すより働き手をたくさん入れて働き場所を確保したほうが良いという考え方で村政が動いておった時代もあったかもしれませんが、そういったことではなくて、やはりここまで来るとそれに長けた人材が必要になってくるというのも重々承知をしております。行政の人的資源のさらなる上積みというのが非常に大事だというふうに思っています。その中で、医療、あるいは福祉・介護といった分野の改革も必要でございますし、デジタル化対応に向けた多くのサービス、交通網の整備とかそういったことも重点施策としてはこれから起きてくるのであろうということになります。また、情報発信という分野でも、これはもっともっと改善の余地があるかなというふうにも思っています。

重要施策として取り組む移住・定住分野や将来の働く機会となるテレワーク、サテライトオフィス、こういった機会への先ほども言いましたD Xの活用、これについて今研究を始めたり、コンサルタントを入れて職員が一生懸命勉強して制度を組み立てようとしておりますので、期待をいただきたいかなというふうに思います。

政府方針にもあるように、新型コロナウイルス対策においても地域・組織間で横断的にデータが十分にやり取りできなかった、いわゆる交付金を配ろうにも日本が一番遅れておったということをごこういうふうに書いておると思うんですけども、これは大きな反省でこのD Xの話が大きくなってきておるというふうにも思っておりますが、新たな日常の原動力としていかにデジタルを上手に活用していくか、これは小さな一地方自治体においても重要な課題という認識を引き続き持っていきたいと思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

全ての物事にデジタルが絡んできている昨今ですので、村長のお答えも村政全体にわたってデジタルということ意識せざるを得ないと、そういうような答弁に帰着しようかと思えます。

村長のお答えの中で、実は私たちは素人だから、システム導入、ハード導入には慎重にならねばならんということをおっしゃっていましたが、実は素人であるということが今回のデジタル改革にとって非常に重要なファクターだと思っております。どういうことかということ、そもそもデジタルというものは道具であって、目的は村民、国民、県民が幸せに暮らしていくことが目的であります。そこでうっかり事情を知っているプロというのは、あれができる、これができる、これが得意だということ終始してしまっていて、肝腎の住民が何がどう生活を変えていきたいのかというこ

とが、どうしても二の次、おざなりになりがちです。逆に村長がおっしゃられるように、私たちは素人ですというのは逆に武器だと思います。素人だから逆に村民の生活をこうしたいんだと。10年前だったらこうだった、20年前だったらこうだった、現代だったら、それを何で解決してくれるんだと、この主張を、実は県であっても国であっても一切ひるむことなく、ぜひ主張して欲しいと思います。

それからさっき村長の答弁の中に、働き手、働き手と言っていたんだけど、そうじゃなかったかもしれないとおっしゃいましたが、やっぱり最終的には働き手がないと農林業、1次産業でもそうですし、福祉・介護の世界でもやっぱり働き手なんです。逆に言うと働き手を確保するための道具としてデジタルが必要であって、デジタルのほうを考えるべきだったとおっしゃった村長は間違っていたのではなくて、やっぱり村長がおっしゃっていたように、働き手というものは中心に置いたまま今後も主張していただくとこの村にとって非常に大事なことになるかと思えます。

それで、本当に県・国へ主張するときに、素人で分からない、それから高齢者が多い、年寄りが多いからこそ、何が必要で何をやってほしいのかということ常日頃から主張していただきたいというのが今回の質問の私の一番の趣旨になるところであります。これについては最後、ちょっと村長のお考えをお伺いできたらと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

働き手のことについては、実はそういう解釈じゃなくて、例えば1つのシステムでも動かすのにデジタルを使うより極めてアナログで手計算で集計したほうが何人か雇用できるというレベルの話を前はしておいた時代があったという例でございまして、ちょっと趣旨は御理解をいただきたいかなというふうに思います。

議員が指摘いただいたように、素人の価値という理論、しかしだまされてはいかんぞみたいな思いは十分ありまして、国のほうも主役は国民であり住民であるということをしかりと打ち出しております。そういった立ち位置でこのデジタル化、DX時代を迎えるということになってきますので、サービスができるからこれについて使ってくださいよじゃなくて、おっしゃるとおり、こういうことに対する課題で、デジタルなら、DXならどういう対応ができるんだろうと、どういうソフトが使えるんだろうと、そういう観点で、国のほうも今各省ともいろんなメニューを用意しておりますので、よくよく吟味をしながら、地方交付税措置も一緒なんですけど補助金もあります。補助金は事業に対して充てられるものですから、慎重に選ばないと、とんでもないものを買ったりつくったりしてしまいますので、より慎重な対応がこれから求められるというふうには思います。ただし、先ほど来議論が出ていますように、職員の資質向上、これも大事なことで、地域の皆さん方のリーダーとなっていけるような知識をつけていくような研修会等もこれからは庁内で考えていきたいというふうに思います。以上が私の考えです。

[6 番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

心強いとか力強い御返答をいただきまして、行政・民間ともにデジタルという最新の技術を最大限に利用しながら、よりよい村、よりよい村民生活をこれからも目指していってもらえるということを期待して、今回の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午後 1 時30分 休憩

午後 1 時32分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第52号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 6、議案第52号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第52号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定について。東白川村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。令和 3 年12月10日提出、東白川村長。

別冊になります東白川村過疎地域持続的発展計画、令和 3 年度から令和 7 年度の資料を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、前回の全員協議会で説明させていただいています。本日は、県協議及びパブリックコメント終了後の修正につきまして、変更点を御説明させていただきます。なお、変更につきましては、パブリックコメントを行いました、そちらでは意見はありませんので、県からの指摘による修正のみとなっておりますので御理解いただきたいと思ひます。

それでは、別冊の計画書を御覧ください。

まず、開いたときの目次の部分ですけれども、こちらは基本的に変わっておりません。1 の中の基本的な事項で、1 ページから 8 ページまで記載しております。

2 の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成というところから次のページの12の再生可能エネ

ルギーの利用の促進につきましては、総務省からの指定の項目でございます。それぞれの項目につきまして、現状と問題点、その対策、その計画というようなふうで資料を作成させていただいております。

なお、この中で、1の基本的な事項の中の(8)のところに公共施設等総合管理計画との整合という部分がありますけれども、これが今まで2から12の事業にそれぞれ入っておりましたが、この部分に一括して記載しておりますので、今回の資料では、それぞれの事業の中では、この計画の整合性という部分は削除しておりますので御理解いただきたいと思います。

まず右側のページの一番下のところに過疎地域持続的発展特別事業というふうで、今回、年度別計画をつけさせていただいておりますのでお願いいたします。

それでは、変更点でございます。

まず2ページを御覧ください。

中段少し下の(2)人口及び産業の推移と動向というところの人口のところ、4行目ですけれども、「社会動態の減少要因が著しく全体として減となる形態であり、昭和30年度以降社会動態は一貫して減少し、自然動態が平成10年度以降減少に転じた」というふうで、時期の内容や具体的な内容を記載するように変更しております。

3ページを御覧ください。

表1-1、人口の推移ですけれども、こちらの平成27年度の数値につきまして誤りがありますので、全て正しい数値に変更させていただいております。

4ページの下の方を御覧ください。

3. 行財政の状況というところ、まず2行目です。

「当該比率が始まった平成17年決算では」というふうで、ここはほかのところと表現を整合させていただいて、この表記に統一させていただいております。

その2つ下の行ですけれども、「しかし、令和元年度に東白川国保診療所の移転や」というふうで、これは年度が間違っておりますので訂正させていただいております。

続いて、8ページを御覧いただきたいと思います。

すみません、8ページは先ほど申し上げましたように(8)の公共施設等総合管理計画との整合という部分をこちらのほうに全部記載しておりますので、それぞれの項目では削除させていただいておりますのでお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

9ページで記載の一番下の12) 下水施設となっております。本村には下水道事業がないので、表記を「下水施設」というふうに変更させていただきました。

続いて、16ページを御覧いただきたいと思います。

16ページのほうも表現の統一化ということで、上から4行目にイ、農業基盤とあります。県営中山間地域総合整備事業で、この後に古いほうの資料では「東白川単独型」というのがありましたが、これをなくして「県営中山間地域総合整備事業」というふうで全てのほうで統一させていただ

きますので、お願いいたします。

17ページを御覧ください。

こちらページ一番下のほう、3の計画の中でございます。事業内容のところ農業用施設整備事業、その下の括弧の部分でございます。「農業農村整備事業費補助金」というふうに正式な名称に変更させていただいております。

続きまして、19ページを御覧ください。

表の一番上の林産物加工機械整備製材機械一式のところ、こちらを事業主体を「東白川製材協同組合」に変更しております。

そこから3つ下にあります耕作放棄地対策事業につきまして、備考欄に「耕作放棄地に歯止めを掛け、持続的可能な農業を目指すものである」というふうに備考欄に記載が今回新しく加わりました。今回の計画につきましては、ソフト事業につきましては特別事業というような扱いになっております。この過疎計画の中ではソフト事業も持続的な事業というふうに扱わなくてはいけませんので、事業の効果や継続する事業ということを備考欄に記載するようになっておりますのでお願いいたします。この部分につきましては、ほかの部分につきましても何か所かありますのでお願いします。

もう一件変更点としまして、総務省の項目合わせという形で、ここには旧の案のほうでは「プレミアム商品券」という部分がありましたが、その部分は総務省の項目にはないので、ここからは削除させていただきました。

続いて、21ページをお願いします。

こちら先ほど申し上げましたように、備考欄のところにソフト事業のところの事業効果や持続性について記載を追記させていただいております。

22ページの中段少し下になります。

イ、農・林道の部分で3行目の部分でございます。こちらは先ほど表記の統一ということで、県営中山間地域総合整備事業というふうに表現を統一させていただいております。

23ページをお願いいたします。

こちら中段少し下のイ、農・林道の部分で、県営中山間地域総合整備事業という部分と、その次の行で遊休農地という部分はありますが、これは前回の資料では「荒廃農地」とありましたが「遊休農地」というような表現に変えさせていただきました。

24ページをお願いいたします。

中段少し下になります表の中の事業内容のところ、その他村道路路面修繕ということで、穴沢本線の中で、前回はLが160メートル、Wで4.5メートルというのが、今回の規格では、Lで400メートル、幅で4メートルというふうに修正させていただきました。

1つ飛んで、その他村道路路面修繕のところ「中根本線（日向地内）L=160m」を今度入れさせていただきます。

その下の県営農業施設強化対策事業負担金という部分は、県の指摘によりまして追加させていた

だいております。

25ページを御覧いただきたいと思います。

表の中の(2)の農道の部分の下2つでございます。村単農道舗装と村単一般村道改良という部分が前回の資料では「県単」というふうになっておりますので、こちらを「村単」というふうに修正をさせていただきましたのでお願いいたします。

27ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのもイの部分で、前回の資料では「下水処理」とあったものを、こちらはイで「汚水処理」というふうに修正させていただいております。

28ページの中段少し下のイの汚水処理も同様で、「下水処理」を「汚水処理」に変更したということでございます。

29ページを御覧いただきたいと思います。

上のほうでございます。エ、消防・防災のところの3行目でございます。緊急輸送道路沿いの危険家屋につきましては、前回の資料では「耐震化を順次進めていく」という内容でしたけれども、「倒壊防止措置を順次進めていく」という表現に変えさせていただいております。

続きまして、31ページを御覧いただきたいと思います。

アの高齢者の保健・福祉の部分でございます。上から5行目、高齢者の移動手段がなく、外出の機会が減少し、ひきこもり傾向から認知症に移行するケースというふうに続いていますけれども、この部分に前回はコロナ禍という言葉を使っておりますけれども、コロナ禍であってもなくともこういう機会があればケースが発生するということで、「コロナ禍」という部分は削除させていただきました。

32ページをお願いいたします。

上のほうです、エで障がい者の保健・福祉という部分があります。

障害者手帳所持者数は、旧の資料では「加齢による機能低下」というふうな表現でしたけれども、「身体・知的・精神の各障害につき」というふうで表現を改めさせていただきました。

それと、中段から少し下になります「8050問題」というのがあります。そのところの最後のほうですけれども、情報を収集するとともに、対応策を検討するというふうに変更させていただきました。前回の資料では「しかるべき対応」という表現をしていましたけれども、「対応策を検討する」という内容に変えさせていただきました。

34ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、(3)の計画の中の備考欄につきまして3か所、事業効果、それから継続性について記載を追加しております。

35ページをお願いいたします。

こちらのほうも一番下の(3)の計画のところの備考欄に追記をさせていただいておる内容でございます。

続いて、37ページをお願いいたします。

こちら(3)の計画の中の備考欄に事業効果、それから継続性について記載させていただいておりますのでお願いいたします。

前回の修正箇所については以上でございます。

2ページほどめくっていただきますと、新しく過疎地域持続的発展特別事業というふうで、令和3年度概算事業計画という部分があります。ここから今回新しくつけさせていただきました年度別計画というふうになります。この総合計画に基づきまして年度別の過疎地域持続的発展計画の年度別計画をつけさせていただきました。令和3年度分につきましては、予算ベースの起債充当事業となっていますので、また御覧いただければと思います。

この計画につきましては、現在策定中の第6次総合計画の内容によりましては変更点も多々出てくると思っております。計画の変更につきましては議会の皆様の議決が必要でございますので、その都度、議会の皆様に説明を行い、事業を進めさせていただきたいと思っております。

本計画につきまして、御承認くださり議決いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。議案第52号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。

◎議案第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第53号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第53号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年12月10日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、東白川村情報公開及び東白川村情報保護に関する条例を廃止して、新たに東白川村個人情報保護条例を制定したことに伴いまして、対象となる条例を変更するものでございます。

右側の現行のほうの下線部でございます。「東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例第18条第1項」という規定を、改正後（案）のほう左側の下線の部分でございます。「東白川村個人情報保護条例第12条第1項」というふうに変更するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月7日から適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第54号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第54号 東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第54号 東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年12月10日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の2ページを御覧いただきたいと思います。

この条例も先ほどの議案第53号と同様に、個人情報保護条例を制定したことに関しまして対象条例を変更するものでございます。

現行右側のほうでございます。下線の部分、「東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例第20条」という部分を「東白川村個人情報保護条例第3条第2項」に変更するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月7日から適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第55号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第55号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第55号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年12月10日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の3ページのほうを御覧ください。

11月の全協の折にも御説明しましたように、今回の改正は産科医療無償制度の改正に伴いまして、出産育児一時金について見直しがされましたので条例改正を行うものでございます。

では、お手元の資料の3ページのほうを見ていただきますと、右側が現在の状態、左側が改正後（案）となっております。

出産育児一時金としまして、第5条の支給について、現行の「40万4,000円」から改正後の「40万8,000円」に引き上げられ、新たに改正するものでございます。

それでは、本文のほうにお戻りください。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和4年1月1日から施行する。経過措置、第2条、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る東白川村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第56号から議案第60号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第56号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から日程第14、議案第60号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を、関連がありますので一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第56号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,676万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,279万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年12月10日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と6ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、8ページから説明させていただきますので、8ページを御覧ください。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は3,906万1,000円の追加でございます。普通交付税を追加して収支のバランスを取るものでございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額は28万円の追加でございます。農用地等修繕工事分担金で、受益者からの分担金でございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額は7万円の追加でございます。せせらぎ荘の独居老人等の使用料を予算化するものでございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額は432万6,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の内示による予算計上でございます。

2項3目民生費国庫補助金、補正額は1,386万1,000円の追加でございます。子ども・子育て支援交付金ということで、児童手当制度の改正分でございます。64万3,000円の追加。令和3年度子育て

て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が1,250万円、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金が71万8,000円の追加でございます。

4目衛生費国庫補助金213万3,000円の追加でございます。感染症予防事業費等補助金で29万9,000の追加、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で183万4,000円の追加、いずれも各事業の内示によります予算計上でございます。

14款2項4目衛生費県補助金、補正額は1万円の追加でございます。がん患者医療用補正具購入助成事業費補助金の追加でございます。

10目教育費県補助金、補正額は6万6,000円の減額でございます。学習指導員等配置事業補助金の減額によるものでございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額は147万6,000円の追加でございます。一般寄附金の4月から10月までの分でございます。

2目指定寄附金1,204万3,000円の追加でございます。ふるさと思いやり基金の指定寄附金が4月から10月までの分で1,204万円、社会福祉施設整備指定寄附金で3,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

17款1項19目農用地等保全対策基金繰入金、補正額は168万円の追加でございます。基金からの繰入金でございます。

19款4項4目雑入、補正額は189万3,000円の追加でございます。総合賠償保険で2件分、8万8,000円の追加でございます。建物災害共済金が59万8,000円で、こちらは、はなのき会館のエアコンが落雷で故障した部分への共済金でございます。障害者自立支援給付費県負担金過年度精算金10万円の追加でございます。プレカット施設機器更新白川町負担金1万8,000円の追加でございます。前年度浄化槽管理手数料返還金につきましては、見晴らしの宿の分で3万5,000円の追加でございます。教材費保護者負担金につきましては2万5,000円の追加でございます。見晴らしの宿ガス代事業者負担金3,000円、それから見晴らしの宿電気料事業者負担金3万8,000円につきましては、エネテックさんからの費用でございます。フォレント新築キャンプエリア賃貸料で12万6,000円につきましては、株式会社山共さんからの費用でございます。障害児入所給付費等国庫負担金過年度精算金につきましては20万円の追加でございます。用地及び物件補償費につきましては66万2,000円の追加で、上小林の急傾斜対策につきまして、県から用地と流木の補償があったものでございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、補正額は1,439万9,000円の追加でございます。総務一般管理費で職員の超勤手当で186万円の追加、集落支援の超勤手当で8万円の追加、委託料で定年延長に伴う例規整備支援業務の委託費ということで、これにつきましては先般の全協で御説明した内容でございます。33万円の追加でございます。事故に係る損害賠償金につきましては8万9,000円で、こちらにつきましては、まず1つにつきましては、水道の仕切り弁の蓋が外れまして自動車のタイヤが2か所切れたということで、それを補償するものと、古いもの館での草刈り中に石が飛んでガラスが割れましたので、その分の賠償の費用でございます。2件分でございます。積立金につきまして、ふ

るさと思いやり基金の積立金が1,204万円でございます。特定財源としまして、ふるさと思いやり基金の指定寄附金を1,204万円充当し、総合賠償保険金につきまして8万8,000円を充当する財源補正を行っております。

5目財産管理費につきましては109万4,000円の追加でございます。事務用消耗品集中購入費につきましては、一般寄附金5万円を充当します財源補正でございます。行政情報化推進費につきましては103万4,000円の追加でございます。第2期の岐阜県の情報セキュリティークラウドの接続切替関連業務の委託料の追加でございます。総合行政情報システム運営費につきましては6万円の追加でございます。国民年金システムの改修委託料の予算化でございます。この情報システム運営費の部分につきまして、感染症予防の国庫補助金を29万9,000円充当する財源補正を行っております。

6目企画費につきましては4万4,000円の追加でございます。企画費一般で事務用消耗品費となっておりますけれども、空き家対策用の危険空き家の周りにA型バリケードを設置して近づかないようにさせていただくようにするもので、20台分の購入費用でございます。

7目交通安全対策費、補正額は49万円の追加でございます。工事請負費でカーブミラー修繕工事とありますけれども、保育園付近のカーブミラーが、この時期若干凍結して見にくかったりとか、雨が降ると曇って見にくいというような御意見がありましたので、それを修理する費用でございます。

次のページをお願いいたします。

10目地域情報化事業費につきましては、補正額は561万8,000円の追加でございます。CATVの番組等制作運営費につきましては15万円の追加ということで、備品購入費で、ビデオカメラの三脚が壊れましたので、それを更新する費用でございます。CATV機器管理運営費につきましては546万8,000円の追加でございます。需用費の事業用消耗品につきましては、加入者増によりましてV-ONUを10台分購入費用で14万2,000円の追加でございます。工事請負費では電柱移設工事ということで、10か所の費用とその他工事1か所ということで483万1,000円の追加、加入者対応工事としましては、新規加入者分15件分を見込みまして49万5,000円の追加でございます。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては243万3,000円のこちらは減額でございます。感染症拡大防止協力金事業につきましては27万円の追加でございます。補助金で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）ということで、5月16日から6月20日までの休業分につきまして6件分を支出するものでございます。白川茶新茶販売促進事業につきましては270万3,000円の減額ということで、こちらは事業完了に伴う減額でございます。需用費では、白川茶新茶券印刷費で1万4,000円の減額、役務費の郵便料で12万6,000円の減額、補助金で白川茶新茶販売促進事業補助金が256万3,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目住民福祉費につきましては、補正額4万4,000円の追加でございます。繰出金で国民健康保険特別会計繰出金、法定内繰出しの追加でございます。

3目保健福祉費につきましては、補正額は888万7,000円の追加でございます。保健福祉費一般で

は398万8,000円の追加でございます。職員給料で4,000円の追加、手当のほうで再任用職員の通勤手当が2万円の減額、補助金で村社会福祉協議会の追加補助金のほうが400万円、積立金で社会福祉施設整備基金積立金が4,000円でございます。特定財源としまして、指定寄附金3,000円を財源充当しております。障がい福祉サービス事業につきましては489万9,000円の追加でございます。いずれも前年度事業の精算に伴う補正でございます。過年度障害者医療費国庫負担金返還金が224万8,000円の追加、過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金の返還金が101万5,000円の追加、過年度障害者自立支援給付費等県負担金返還金が163万6,000円の返還の費用で追加でございます。精算に伴うものでございます。

4目老人福祉費につきましては15万円の追加でございます。介護予防・地域支え合い事業につきましては、せせらぎ荘の使用料7万円を追加する財源補正でございます。神土交流サロンの指定管理委託料の10万円の追加、それからその次の五加交流サロンの運営費の指定管理料5万円につきましては、最低賃金の引上げに伴います指定管理料の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費でございます。補正額は1,448万8,000円の追加でございます。児童手当交付事業につきましては64万4,000円の追加でございます。システム改修の委託料でございます。これにつきまして国庫補助金64万3,000円を財源充当しております。子育て支援総合推進事業につきましては3万2,000円の追加でございます。過年度の子ども・子育て支援交付金の返還金でございます。子育て支援室運営事業につきましては、会計年度任用職員の報酬で59万3,000円の追加でございます。新しい保育士さんの分でございます。

次が新しい事業でございます。子育て世帯臨時特別給付金事業でございます。現在、国会等でも話し合われておりますけれども、対象児に対しまして5万円を支給する事業でございます。まず役務費の郵便料で2万6,000円の追加、委託料で子育て世帯臨時特別給付金システム改修委託料が69万3,000円、補助金で子育て世帯臨時特別給付金補助金が1,250万円ということで、250人分の補助金の予算化でございます。特定財源としまして、国庫補助金のほうで1,321万8,000円の財源充当を行っております。

2目認可保育所費につきましては20万8,000円の追加でございます。みつば保育園運営費で備品購入でアルミ避難車とありますが、これは乳母車として使用していますものでございます。こちらが壊れましたので更新する費用でございます。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、補正額50万円の追加でございます。職員の超勤手当の追加でございます。

2目予防費、補正額は627万6,000円の追加でございます。予防接種事業につきましては9万6,000円の追加ということで、前年度の感染症予防事業費等補助金の返還金ということで、風疹抗体検査の事業についての分でございます。がん検診の分につきましては、県の補助金1万円を財源充当する財源補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、3回目接種の費用でございます。618万円でございます。会計年度任用職員の報酬で22万5,000円の

追加、需用費で事業用消耗品費で15万1,000円の追加、印刷製本費でチラシ印刷費が7万5,000円の追加、役務費で、郵便料につきましては60万5,000円の追加、次のページに行きまして、新聞折込料が3,000円の追加、手数料のほうで国保連の審査支払手数料が5万1,000円の追加、委託料で接種券の作成委託料が7万7,000円の追加、新型コロナウイルスワクチン情報連携システムの改修委託料が46万6,000円の追加、会場運営委託料20万円につきましては社会福祉協議会へ支払うものでございます。負担金としまして、ワクチン接種費用負担金が432万7,000円の追加でございます。特定財源としまして、国・県の補助金616万円を財源充当しております。

続きまして、6款1項3目農業振興費につきましては19万4,000円の追加でございます。村単の茶樹改植事業の補助金でございます。1件申請がありまして3分の2補助を行うものでございます。限定の予算からの不足分を今回予算化させていただいて追加するものでございます。

続いて、7目農地費につきましては280万円の追加でございます。基金活用農用地等修繕工事ということで、7か所分の費用を予算計上しております。特定財源としまして、受益者分担金が28万円と基金繰入金168万円を財源充当しております。

2項2目林業振興費につきましては、補正額7万1,000円の追加でございます。補助金でプレカットの電装機器への整備補助金で7万1,000円の追加でございます。こちらにつきましては、白川町からの負担金1万8,000円を財源充当しております。村有林管理事業につきましては、特定財源としましてフォレンタの使用料12万6,000円を財源充当しております。

7款1項2目地域づくり推進費につきましては、補正額は73万1,000円の減額でございます。関係人口交流事業につきましては19万2,000円の減額でございます。村議会の総会がなかったことによりまして減額でございます。旅費で6万円の減額、負担金で13万2,000円の減額でございます。イベント支援事業につきましては280万円の減額でございます。つちのこフェスタで150万円の減額、夏祭りで10万円の減額、秋フェスタで120万円の減額でございます。地域産業活性化対策事業につきましては126万1,000円の追加でございます。報償費のつちのこメンバーズカード商品券ポイント還元で73万円の追加、原材料費で53万1,000円の追加ということで、こちらはゆうゆう街道の一部にグレーチングを設置する費用でございます。

次のページをお願いします。

フォレストスタイル事業で記念品等で100万円の追加でございます。柱材2件で80万円、ポイント付与で1件20万円の内容でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費でございます。補正額が1,509万円の追加でございます。道路橋梁維持事業で村道台帳整備の委託料が44万円の追加、村道日照木等除去委託料につきましては115万の追加ということで、こちらは久須見のトンネル付近の日照木の除去でございます。工事請負費で村道維持修繕工事につきましては1,050万円の追加ということで、黒淵の穴沢本線で340万円、日向の中根線のほうで710万円の内訳でございます。小規模修繕等単価契約工事につきましては300万円の追加をお願いするものでございます。

9款1項3目災害対策費につきましては、補正額は213万8,000円の追加でございます。災害対策

費で、まず需用費の防災備蓄品につきましては26万4,000円の追加でございます。こちらは水道の断水等で飲料水が必要な場合に、こちらの備蓄品からペットボトルを出しておりますので、今回それを補充する分で、ペットボトルの水40箱分を購入する費用でございます。工事請負費につきましては、はなのき会館の防災倉庫の移動工事で38万2,000円、中川原水辺公園のヘリポート改修工事のほうで149万2,000円ということで、内容につきましては前回の全協で御説明申し上げたとおりでございます。

10款1項2目事務局費、補正額は2万1,000円の追加でございます。教育委員会事務局費で住居手当の追加でございます。

2項2目教育振興費につきましては、小学校教育振興費一般で、特定財源の県補助金6万6,000を減額する財源補正でございます。

次のページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費につきましては2万円の追加でございます。古いもの館の電気料の4か月分の追加でございます。

2目公民館費につきましては59万9,000円の追加でございます。はなのき会館の管理費ということで、施設修繕料でございます。落雷でエアコンが1台故障しましたので、それを修理する費用でございます。特定財源としまして、建物災害共済金を59万8,000円財源充当しております。

11款2項2目河川災害復旧費につきましては、補正額は680万円の追加でございます。村単河川災害復旧工事ということで、宮代オートキャンプ場付近の土砂崩れで、土砂が谷に流れ込んで、それが白川に流れ込んでおりますので、崩れた土砂を取り除く工事費でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第57号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億92万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年12月10日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額4万4,000円の追加になります。職員給与等繰入金の内訳としましては、国保システムの委託料として追加をお願いするものでございます。

6款1項1目繰越金、補正額14万円の追加になります。前年度繰越金によります収支のバランス

を取るものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額4万4,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、委託料では国保の調整交付金システムの移行作業の委託料ということで追加をお願いするものでございます。

7款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額12万7,000円の追加になります。説明のほうを御覧いただきますと、一般被保険者保険料還付金は、遡りによりまして国保の離脱の届出がありましたので、1名分の保険料12万5,000円を還付し、次にございます一般被保険者保険料還付加算金につきましても、還付金の加算として2,000円を還付するための追加をお願いするものでございます。

3目保険給付費等交付金償還金、補正額1万3,000円の追加になります。説明のほうを見ていただきますと、保険給付費等交付金償還金ということで、前年度分の特別調整交付金の額の確定によりまして1万3,000円を返還するためをお願いするものでございます。

国民健康保険特別会計は以上になります。

続きまして、議案第58号 令和3年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和3年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年12月10日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書は省略させていただきます、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額2万1,000円の減額になります。説明欄を御覧いただきますと、現年度分の普通徴収保険料は、下のほうにございます国庫補助金にございます保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の追加によりまして2万1,000円を減額するものでございます。

次に、3款1項1目介護給付費負担金、補正額40万円の減額になります。介護給付費負担金では、給付費の組替えによりまして40万円を減額するものでございます。

2項6目保険者機能強化推進交付金、補正額1万9,000円の追加になります。保険者機能強化推進交付金は、この額の確定によりまして増額補正をお願いするものでございます。

7目介護保険保険者努力支援交付金、補正額2,000円の追加になります。こちらも介護保険の保険者努力支援交付金の同じく交付額の確定によりまして増額をお願いするものでございます。

次に、5款1項1目介護給付費負担金でございます。補正額40万円の追加になります。説明を御覧いただきますと、国庫分と同様でございますが、県の負担金を給付費に組替えによるということ

で追加をお願いするものでございます。

1つ飛びまして、9ページのほうをお願いいたします。

3. 歳出。

1款3項1目の介護認定審査会費でございますが、補正額5万8,000円の追加になります。説明のほうでいきますと、旅費のほうでは審査会委員の費用弁償が不足しておりましたので、3万円の追加をお願いしまして、美濃加茂市・加茂郡7町村の介護認定審査会の負担金のほうでは、審査会からの負担金の見込額によりまして2万8,000円の追加をお願いするものでございます。

4項1目趣旨普及費では、補正額5万8,000円の減額になります。印刷製本費のパンフレットの作成費の確定見込みによります減額補正になります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費でございます。補正額600万円の減額になります。説明のほうを御覧いただきますと、居宅介護サービス給付費の減少見込みによりまして減額をお願いいたしますものでございます。財源の内訳としましては、国県支出金が246万1,000円の減、その他が75万円の減、一般財源が278万9,000円の減額になります。

次のページをお願いいたします。

2目施設介護サービス給付費、補正額1,000万円の追加になります。施設介護サービス給付費の増加見込みによりまして追加をお願いするものです。財源の内訳としましては、国県支出金が410万円の増、その他が125万円の増、一般財源としまして465万円の増額となっております。

5目居宅介護サービス計画給付費、補正額150万円の減額になります。こちらも居宅介護サービス給付費の減少見込みによりまして減額をお願いするものでございます。財源の内訳としましては、国県支出金が61万4,000円の減、その他が18万8,000円の減、一般財源が69万8,000円の減という状況になっております。

5項1目特定入所者介護サービス費、補正額250万円の減額になります。同じく、特定入所者介護サービス費のこちらも減少見込みによりまして減額をお願いするものでございます。財源の内訳は、国県支出金で102万5,000円の減、その他が31万2,000円の減、一般財源が116万3,000円の減という状況になります。

次のページをお願いします。

5款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費としまして、こちらのほうは歳入で御説明しました介護保険保険者努力支援交付金の増額によりまして財源充当するものでございます。説明欄を御覧いただきますと、訪問型サービス事業と、その下にございます通所型サービス事業、いずれも国県支出金で2,000円を増額しまして、一般財源を1,000円減額するものでございます。

次に、3項1目地域包括支援センター運営費、2目の任意事業費、3目生活支援体制整備事業、5目在宅医療・介護連携推進事業、6目認知症総合支援事業までは、こちらも歳入で御説明しました保険者機能強化推進交付金の増額によります財源充当になります。説明欄のほうを見ていただきますと、地域包括支援センター運営事業から、一番下にございます認知症総合支援事業まで、国県支出金をそれぞれ合計額で1万9,000円増額しまして、一般財源を1万9,000円減額するという財源

になっております。

介護保険特別会計は以上になります。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第59号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,478万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年12月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の説明を省略させていただき、7ページからお願いします。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額28万4,000円の増。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当しております。

次のページへ行きまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額で28万4,000円の増。説明欄を御覧ください。一般管理費の旅費で職員の旅費となっております。旅費のほうですが、水道技術管理者の養成研修で、実地研修の旅費となっております。今回は受入れの水道事業体が大阪市水道局となっております。大阪への3週間程度の必要の旅費となっております。以上です。

○議長（樋口春市君）

診療所事務長 安江輝彦君。

○診療所事務長（安江輝彦君）

議案第60号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,371万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年12月10日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正、事項別明細書の総括を省略させていただきまして、7ページ、歳入から説明をいたします。

2. 歳入。

1款1項4目保健予防活動収益で、補正額10万5,000円の増。説明欄を御覧ください。予防接種委託料394万2,000円減額し、新たな予算項目としてコロナワクチン接種受託料394万2,000円を増額、

高齢者入所施設の予防的検査受託料につきましては、補正額10万5,200円、財源補正です。これは新型コロナウイルスのクラスター対策としまして、グループホーム及び社会福祉協議会の従事者を対象とした予防的検査受託料です。

次に、6款1項1目繰越金、補正額145万9,000円の増額。前年度繰越金ですが、収支のバランスを取るためのものです。

続いて、8款1項1目指定寄附金、補正額10万円の増額、診療所施設整備指定寄附金を大沢の今井英史様からいただいたものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。

9款1項1目新型コロナウイルス感染拡大防止・医療体制確保支援補助金、補正額100万円の増額。これは感染対策として、消毒剤、エプロン等の消耗品の購入、感染症の廃棄物処理委託料や診療所のカーテンリース料の財源として充当するものでございます。

次に9ページですが、3.歳出。

1款1項総務費、1目一般管理費、補正額118万2,000円の増額。説明欄を御覧ください。職員手当等2万円の増額、再任用職員の通勤手当費です。需用費32万6,000円の増額で、そのうち庁用車燃料費が20万円の増、これは老健送迎車両など5台分で使用しております燃料代ですが、最近のガソリンが高騰しておりますので不足分を増額させていただきます。修繕料は、往診車、それから医師の送迎で使用する車2台分の冬タイヤが、経年劣化によりタイヤの硬化とひび割れが起きましたので交換するものです。備品購入費は、老健送迎車両の更新が完了し、事業費確定により12万6,000円の減額、公課費、消費税納付金につきましては96万2,000円の増、令和2年度消費税前期予定納税分3月支払い分の補填とさせていただきます。

次に、2款1項医業費、1目一般管理費、補正額8万7,000円の増額。説明欄を御覧ください。職員手当等8万7,000円の増額で、扶養手当、通勤手当、児童手当等の増減によるものです。いずれも若尾医師の出産に伴う補正でございます。

表の一番下になりますが、2目の医療管理費、補正額123万円の増額。次ページの上段になりますが、需用費のところ80万円を増額、診療材料費として、注射針、検査用試薬、それから消毒剤、手袋、マスク等購入用でございます。感染対策によるものです。それから委託料の43万円を増額、検体検査業務委託料でPCR検査の委託料でございます。今年の実績としましては、5月から10月にかけて延べ19名のPCR検査を行いました。第6波の発生に備えまして25人分の検査委託料を増額するものです。

同じく2款1項3目介護管理費、補正額6万5,000円の増額。こちらは需用費、医療機器修繕料として、老健介護用ベッドキャスターが破損をいたしましたので、修繕料として増額をさせていただきます。

次に3款1項1目基金積立金、補正額10万円の増額。先ほど歳入で説明をさせていただきました御寄附につき、医療設備等の整備基金積立金に積み立てるものです。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の14ページにある子育て世帯臨時特別給付金のことなんですけれども、今、政府は5万円現金、5万円クーポンから10万円一括現金といういろんなところが出ていると思うんですけど、この250人分掛ける5万円でこの数字だと思うんですけど、うちの村は、取りあえず5万円は現金、5万円はクーポンという形でいくということによろしいのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

この14ページに示されておる金額につきましては、全協のときもちょっと説明させていただきましたけれども、先行型、プッシュ型と言われるいわゆる1回目の5万円ということで、まず支給方法につきましては、10月に育児手当を支給された方につきましては口座が分かっておりますので先に支払いをします。あと高校生とか公務員の方につきましては申請を取る必要がございますので、そういった方はひょっとしたら1月以降に支払うというようなことで、今回250名の方を予算化させていただきました。

今御質問いただきましたように、その後のクーポン券につきましては、12月の初旬にテレビ会議で少し説明会がございまして、その中で現金給付も可能とするよということを言ったことで各自自治体が反応しまして、それならいち早く支給ができて需要に見合うという形で、いろんな自治体が一括給付するとか、後からも5万円を給付すると、そういったことが言われたわけなんですけれども、実際国のほうの方針としましてははっきり示されたわけではございませんので、今現在、地方自治体のほうから県のほうへそういった質問をさせていただいております。12月の中旬には多分国からまたそういった返事が来るとお思いますので、そういった確実に決まってからどうするかということは決めたいと思っておりますけれども、ただ、今の状況を見ていきますと、かなりの自治体が現金給付ということも言っていますので、一番効率のいい効果のある支給方法を取りたいというふうに思っています。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

よく分かりました。

子育ての今現在給付をもらっている方々は今口座が分かるということだったので、それはそのまま振り込んでもらえばいいんですけど、18歳までの方たち、高校生の方たちには、これから口座を

教えてもらったりとか調査をしなきゃいけないと思うんですけど、所得制限というのが今回ありますが、その所得制限に関して書類がちゃんと所得制限に合うように源泉徴収票をつけたり、そういうちょっとややこしいことになるという書類ということでよろしいんですかね、その書類自体は。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

すみません、今の質問ですけれども、ここで予算を見ておりますシステム改修をやらせていただきまして、今の18歳も含めた通知から含めての改修業務になりますけれども、所得の照会をかけながら、この人が例えば2人おるところと1人とは違いますので、この上限に合わせまして該当するかしないかというのは判別できますので、そういった形でやらせていただきます。

本当にただ一点ちょっと心配しておるのは、コロナによって1年のうちに収入が減ったとか、そういったことについては聞き取りをしてやらなきゃいけないので、そういった方はどうしても必要になってきますけれども、現状は把握できる状況だと思っておりますので、申請していただいて給付するというふうな流れになってきます。

○議長（樋口春市君）

よろしいですか。

○4番（今井美和君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

一般会計の20ページ、災害復旧費のところ、先ほど御説明いただいたように宮代キャンプ場の近くの山が崩れたということで、これは早急をお願いしたいと思っておるんですけども、本来あそこは岩場の山で、杉の木が多く沢浴いですので、根の張りがかなり深くなって横へ広がっておるだけですので、また雨が降るとまたすぐ崩れてくるようなところにあって、キャンプ場の件も含めて、一回あそこは維持費がかかるから閉鎖するんじゃないかという話があって、コロナの中でキャンプばやりで継続されていますけれども、今後あそこが今の状況から見ると、また雨が降ると今度キャンプ場のほうへ倒れてきたりして危険じゃないかなという考えから、キャンプ場をどうされるのか、閉鎖していくのか、まだ続けていくのか、そこら辺の方向性をちょっと教えていただければと思います。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

すみません、キャンプ場の今後については、ちょっとお答えは、うちのほうではないのでできませんが、予算のほうは通常の災害の分で、山腹崩壊ということになりますと下流とかに保全施設がない限りは災害復旧はしないわけなんですけど、今回も通常の山腹崩壊でしたらうちのほうで災害復旧はしないということになるんですけど、下に普通河川でものすごい短い距離で一級河川の白川がありまして、先ほど総務課長からも説明がありましたように、土砂というか土石になりますけど、入り口で白川のところまで流れ出ているということと、このまま放置しておく倒木になっておる流木が白川に流出するというので、建設環境課のほうとしましては、土木災害の部分は土砂を撤去して現在倒木になっておる部分を撤去するという今回は予算になっております。

御指摘の今立っておるところもどンドン崩れてきて危ないじゃないかとか、オートキャンプ場を今後どうするんやということは、ちょっと今回の予算では組み入れておりませんのでお願いします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

オートキャンプ場の今後をどうするかというお話なんですけれども、オートキャンプ場につきましては、現在、青空見聞塾さんの指定管理ということでやっています。指定管理は通常5年間の契約ということになっておるんですけど、あそこにつきましては村としましては閉鎖の方向を打ち出しております、ただ青空見聞塾自体はもうちょっとやらせていただきたいという御依頼がありましたので、また年度途中の指定管理の契約をさせていただいておるところです。

今後につきましても青空見聞塾さんとは協議をしていきつつ、どうするかということをお話し合っているところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の流れはよく分かりましたけれども、その契約に関しては、隔年契約なのか何年か区切っておやりになられるのか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

今後は単年度契約でやっていく予定でございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

2番、よろしいですか。

[挙手する者あり]

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

3年というのは……。

〔「単年」と呼ぶ者あり〕

単年ですか。ああ、分かりました。聞き間違えてすみませんでした。結構です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の歳出12ページのところの2款1項10目地域情報化事業費ということで、電柱の移設工事10か所で480万ということなんですけれども、何かちょっと細かく教えていただけると、ケーブルテレビの村の専属の電柱を動かすという、何かの具合で動かさないといけないという解釈でいいのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

電柱移設工事の箇所につきましては、村内におきましては各所あります、親田地内に1か所、それから黒淵地内、それから神付地内が道路改良に伴う電柱移設、それから栃山地内が電線高を上げるという工事の内容になります。それから工事に伴う防護管設置撤去という工事も含まれております。それから離隔確保に伴う設備改修というのが白川町の和泉地内で予定されています。それと同じ、村内では柏本の安江〇〇様宅前が入っています。あとは久須美がルート変更で電柱移設、その他工事も含まれておりますが、ちょっと大きい工事では支障ルート変更ということで、これも白川町の河岐地内の部分が含まれておるといって、その他工事のところは若干多いので、合計すると、この箇所数というような感じになります。以上です。

○議長（樋口春市君）

5番、よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

補正でこれだけの箇所の移転工事であったり必要な工事が出てくるということは、急にこの何か月の間にいろいろ進んでいったのか、その辺りはどういことでしょうか。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

補正でこういう状況になってきたのは、やはり当初では計画が見込めなかった話ですので今回補正なんですけど、やはりかなり急激な工事の着工の予定を聞かされてといつか、そういう状況にな

って急遽組まざるを得ないというか、こういう形になったというところになります。

○議長（樋口春市君）

5番、よろしいですか。

○5番（今井美道君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計11ページの最下段にありますカーブミラーの修繕工事ということでしたが、議運の折にも説明いただいたんですけど、突然例えば車がぶつけて破損してしまったとか、そういうことではなく、一種の改良に近い形で工事が入ったということでしたけれども、村内全域にわたってもこういうところというのはほかにもあろうかと思いますが、実は、こういうカーブミラーの修繕の選定基準であるとか優先順位というのはどのように決まっているかをちょっとお教えてください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今回のこれにつきましては、非常に交通量が多いということと、この時期から凍結したりとか曇って見にくいというようなお話があったので、今回工事をやらせていただくようにさせてやっています。カーブミラーの改修とか設置基準については、はっきりしたものは持っていないと思っております。どうやって把握するかといいますと、自治会のほうからお話があったりとか、交通安全協会の方が巡回されておりますので、そういうときに、あそこが悪いとか、あそこが見にくいとかというお話があって、改修したりとか新たに設置というようなふうでやらせていただいております。その中でも、ここに欲しいという部分で地主の方から御許可をもらえなかったりとか、つけてもやっぱりつけたほうがちょっと危険かもしれないというようなところはつけられない部分がありますので、そういうところは、もうつけないで何らかの注意喚起をするというふうで対応させていただいておるといような状況でございます。

ということで、基本的には明確な基準というのは今のところないということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実は、ここで教育委員会に聞いていいかどうか分かりませんが、かつてPTAとか学校の調べ

で通学路等のやつを取りまとめて、総務委員会でも取りまとめて、いろんな各所と調整したことがかつてありましたけど、例えばこういうカーブミラー等に至ると、やっぱり歩行者等も一番大きな要因かと思います。

それで、最近、実は教育委員会を通じた学校を通じた要望というのがあまり議会のほうにも聞こえてこない状況になってきていますが、最近そういう通学路を含めた、特に通学路でいいと思いますけれども、取りまとめ等が行われているかどうかだけ、ちょっと確認させてください。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

失礼します。

学校からというよりは保護者からですけども、連合PTAのほうでそれぞれの地区懇談会をやっていたいて、その声を連合PTAから、いわゆる村のほうに要望書というふうに出てきます。その結果をそれぞれの担当課のほうに分担させて、その対応、それから要望に対する回答を先般11月にやらせていただきました。そのほかにも通学路安全プログラムというのもやって、土木事務所、警察、それから学校関係者、それからあと教育委員会も入って、そして透雄課長も入ってもらったんですけど、そういったところで極めて危険なところは先般も捜査も入っていただいて、現場で内容確認し、それぞれ情報共有というふうな形で取り組んでおるところでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

6番、よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

すみません、一般会計の歳出の17ページになりますけど、7款1項2目地域づくり推進費ということで、一番下段のところでは原材料費、材料費ということで53万1,000円で、これは先ほどの説明でグレーチングという御説明がございましたけれども、道路関係、今の道路であるとか通学路とかというときにはなしに、なぜこのところにグレーチングということなのでしょう。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

ただいまの質問に回答しますが、先ほど総務課長の説明にありましてとおり、ゆうゆう街道のところの一部分にグレーチングを置く原材料費として上げさせていただいた理由は、この空き地があ

りまして、ECモールを展開していますつちのこマルシェの物産販売所の店舗として新しく無人販売をやる予定が組まれていましたが、非常にU字溝の厚いところが蓋がない状態でございましたので、車がちょっと寄せるにも寄せられないというか、そういう状況もあって、こちらの商工費の中でこの材料を負担しようという結論になりまして、今回上げさせていただきました。以上です。

○議長（樋口春市君）

5番、よろしいですか。

[挙手する者あり]

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

そういったことであれば、今後こういった形で例えば同様の事例が出てきたときには何か、今はECモールに参加してみえるということが頭にあったのであれですけど、何かしらの条件が整えばこういったことがやっただけという、何か明確なそういったものは基準はあるんでしょうか。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

特に明確な基準等は設けていないですが、今回はコロナ禍以降、やはり販売がなかなかうまくいかないところの支援であり、ECモールは東白川村の強化しておる事業の一つでもある、そこに特化して今回この措置を取らせていただいたというものです。

○議長（樋口春市君）

5番、よろしいですか。

○5番（今井美道君）

はい、結構です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第60号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第60号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第15、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

閉会中の継続調査の申出。令和3年12月10日、東白川村議会議長 樋口春市様。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1つ、会期及び会期延長の取扱いについて。2つ、会期中における会議日程について。3つ、議事日程について。4つ、一般質問の取扱いについて。5つ、議長の諮問事項に関する調査について。6つ、その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員